

平成 3 0 年

第 2 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 3 0 年 6 月 2 1 日

閉 会 平成 3 0 年 6 月 2 1 日

忠 岡 町 議 会

平成30年 第2回忠岡町議会定例会会議録

平成30年6月21日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育部長	柏原 憲一
教育部理事	土居 正幸	消 防 長	森野 博志
		消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長（前田 長市議員）

おはようございます。

平成30年第2回忠岡町議会定例会の開会に先立ちまして、6月18日に発生しました大阪府北部を震源とした大阪北部地震で被災された方にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

皆さんご起立願います。

(起 立)

議長（前田 長市議員）

それでは、黙祷。

(黙 祷)

議長（前田 長市議員）

黙祷を終わります。

ご着席ください。

議長（前田 長市議員）

本日の出席議員は、議員数11名中、全員11名出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、平成30年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（前田 長市議員）

これより会議を開きます。

(「午前10時01分」開会)

議長（前田 長市議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成30年第2回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

- 日程第5 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日程第6 議案第30号 請負契約締結について
（忠岡町スポーツセンター可動屋根耐震改修工事）
- 日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
（町税条例等の一部改正）
- 日程第8 議案第32号 忠岡町公平委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第33号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 忠岡町家庭内保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例及び忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 忠岡町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第37号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第38号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第39号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第40号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）について

以上でございます。

議長（前田 長市議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

おはようございます。ご案内のように、第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご参集くださりましてありがとうございます。

本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会協議会や全員協議会でご協議願ってきたところでございますが、本日もよろしくご審議を賜りたいと思っております。

ところで、元議員の新田末一さんがご逝去され、間もなく告別の儀であります、哀悼

の意を表したいと思っております。私にとりましては、私を鍛えてくれました人でしたと自覚しております。合併賛成派の議員であったお人でありますので、就任時は大変厳しかったことを常々思い出しております。その後、互いに政治課題を通じて話し合ううちに打ち解け、私の兄のようにご指導を賜ったことを走馬灯のように思い出し、昨夜、お悔やみをしながら感謝を申し上げた次第であります。お年と言えばそれまでですが、議員の皆様とともにお互いの健康、長生きをしていただくことを念じたいと思っております。

話はころっと変わりますが、昨夜、昨日の大雨に警戒を緩めませんでした。心配でありました。また、6月18日の朝、先ほども黙祷をしましたが、朝7時58分ごろ、大阪北部の高槻市や大阪市北区などで震度6弱の地震、忠岡町で震度4を観測したことにはびっくりいたしました。ちょうどこの時間が出勤あるいは登校中での災害でありました。5人の死亡、300人を超す負傷者が出たようであります。また、南海電車を含む交通への影響も甚大でした。本日もまだ余震が続いているようであります。

東京羽村市から本町に対し、お見舞いの電話が即ありました。住民の皆さん、また府民の皆さん、身の安全に注意をするとともに、倒壊物に注意を心がけていただきたいと思います。また、それゆえに安全対策に気をつけていきたいものであります。

こういったことを、先ほど来の黙祷に誠意をもって、心から災害に遭われた方も含めお見舞いを申し上げ、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本日もよろしくご審議賜りたいと思っております。

議長（前田 長市議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、5番・是枝綾子議員、6番・河野隆子議員を指名いたします。

議長（前田 長市議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より7月3日までの13日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、7月3日までの13日間と決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 前田 弘議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。前田議員。

監査委員（前田 弘議員）

皆さん、おはようございます。例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成30年5月29日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在でございます。

検査につきましては、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値につきましては、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 前田 弘

以上でございます。

議長（前田 長市議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は、30分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

通告書に沿いまして、平成30年6月の一般質問をさせていただきます。

まずは、公共施設の老朽化対策への耐震技術の活用についてでございます。

おとし策定されました忠岡町公共施設等総合管理計画におきまして、直近5年平均の維持費用が年間平均5.5億円と試算されまして、今後、平準化された場合におきましても、年間10.6億円と試算されたと思います。上水道関係の一切が、平成31年度より忠岡町の手を離れることとなりますが、それを除いたとしても、年間30億強の自治体収入の純粋な収入しかない忠岡町におきまして、10億円弱の負担が毎年続くという状況は、非常に住民サービスへの影響がかなり大きいものとして考えております。

そこで、まずは計画にて出されました平成68年までの総額及び平均額、及びその捻出方法等についてご回答願います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町では、平成29年の3月に策定をいたしました忠岡町公共施設等総合管理計画におきまして、現在保有している公共施設の中で、今後40年間維持をするために必要な更新費用等の総額につきまして、総務省の基準により試算いたしますと、424億8,000万円、平均すると年平均が10億6,000万円となっております。仮にこれらの整備を全て行うこととした場合には、国庫補助金あるいは地方債などを有効に活用して対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、今後の公共施設等の整備については、人口の減少、住民の年齢構成や社会情勢の変化にそれぞれ対応した整備が必要になるということで、現在、施設ごとの個別計画の策定を進めておりまして、将来を見据えた有効な整備方針を策定してまいりたいというように考えております。

7番（三宅 良矢議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。町から出された計画におきましても、水道部分が引かれたとしても、40年、約366億1,000万円。40年平準化でも、年9億1,500万の金額となると思います。残りの大きな部分としましては、やはり下水道更新整備やと思っております。下水道使用料を差し引いたと仮定したとしても、現時点より年間大体7,00

0万程度のほんまに積み立てをしていかないと、平成43年ごろから始まる更新の本格化に向けて基金の積み立てをしないと、要は借金に頼ってしまわないといけないという負の状況が生まれると思います。ほかに、この役場庁舎を初めとして、文化会館等も大きく押し上げる要因であるとも言われています。

忠岡町だけでなく、これは民間も含めてさまざまところで老朽化対策は喫緊の課題であると皆さんご認識いただいていると思います。今から6年前の平成24年12月2日に発生しました笹子トンネル崩落事故は、その後の老朽化対策に大きな波紋を生じさせました。再開に向けた補強工事において、通常であれば数カ月かかってもおかしくないという状況でしたが、そのときの最新技術の活用によって、12月29日、つまり1カ月もかからないうちに笹子トンネルの高速道路の通行は再開されました。

これらの観点を踏まえまして、忠岡町の公共事業対策工事におきましても、既存技術から最新技術を活用した長寿命化を軸とした公共事業整備を中心に、積極的な経費削減路線に軸足を中心に移していくべきと考えますが、ご見解のほどご回答ください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町では、これまで公共施設等の整備につきましては、建築基準法の規定に沿った在来工法で実施をまいりました。今後の長寿命化工事等の実施におきましては、すぐれた最新技術を取り入れられるように情報を収集するとともに、より経費の削減が図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

1つ、今の回答に対しまして質問がございます。建築基準法の規定に沿ってということは、国の交付要領に沿っていれば可能というふうに捉えてよろしいでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

そのとおりでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。私もさまざまな機会を通じて、また、国に対しても同時に申し出ていきますので、またその辺の対応については、最新の活用方法等で経費削減路線をしっかりと進めていただきたいと思います。

ただ、年々進化する、毎年日々進化する最新技術の情報等を職員の方々が100%常に完璧に得続けるということは、忠岡町の人数面等に関しても非常に困難であると思っています。例えということになりますけど、最近では入札方法で総合評価方式を導入する自治体がふえてきました。特に関東を中心として数多く見受けられます。平均すると、大体5,000万円から1億円以上に係る工事に、それまでは一般競争入札、それ以上は総合評価方式という入札方法を導入している自治体が見受けられます。要するに、お金と方向性だけ自治体が打ち出します。で、工法内容等は企業に任せます。要は、知恵と工夫にかかる職員経費を時間も含めて削減できるということになりますけど、忠岡町も将来のことを見据えた中で、この方式を導入することが理想やと思いますけど、ご検討いかがでしょうか、ご回答ください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

総合評価方式の導入を行う自治体も少しずつふえてまいりまして、大阪府下でも半数近くが導入しているというところがございますけれども、本方式につきましては、価格だけではございませんで、物品の品質や環境に与える負荷の少なさ、あるいは省資源化などの評価も勘案して決定するものでございまして、価格とのバランスが大きな課題となるというところがございますので、今後、導入している自治体の状況について調査をしてまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

その部分も踏まえまして、導入検討等で、デメリット、メリットも含めてご検討いただ

けたらと思います。このような最新技術の情報習得を企業から提供していただくとすれば、ある程度職員さんのスキル向上を常に図っていただかないといけないとは思っております。こういうような最新技術の習得に関しまして、できましたら直接職員がそういったところに出向くことで学んで、体験して、忠岡町にリファーできるような形を積極的にもっと拡大してほしいと思っております。

できたら、やはり大阪でさまざまな催事、いろんな情報展が開かれますけど、できたら東京に出向いてほしいと考えています。何でかという、やはり出展される企業が段違いなんです。多分大阪を100としたら、東京は少なくとも200以上です。だから、日本国内で行われる最先端も、そこで売り込め売り込めと、国内外合わせて、みんなやっぱりそういうのに照準を合わせて来ますので、そういったところにもっと出向いてほしいということで。そんなに大きな予算措置も必要ないと考えています。ご存じのとおり、東京やったら日帰りでも行けますでしょうし、僕も毎年そういうことがあれば、毎回そのことがあれば、大体格安航空で早朝から出発して、向こうに行って、で、成田からバスに乗って、行って5時ぐらいまで見て、それからまたバスに乗って、成田から最終便で帰ってくるということをするれば、大体旅費はかかっても1人1万4,000円です。それが全員できるのかどうかというのはまたわからないですし、これを投資と見ていただけるかどうかは見解の相違となってくると思うんですけど、ぜひともこういうような研修形態の機会を職員の方にふやしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今般、ご質問をいただいておりますのは、公共施設等の老朽化対策における最新技術の情報習得についてということでございますけれども、このほか本町では職員の能力向上、あるいは知識の習得を図るための研修といたしまして、泉州4町の自治講究会、大阪府や大阪府市町村振興協会、並びに民間主催のさまざまな研修や講演会などに参加しているというところでございます。

ご質問の老朽化対策における最新技術の情報習得につきましても、今後対策を講じてまいり際には重要なことと考えておりますので、有用な情報の習得ができるものには、これまで以上に民間の研修あるいは発表会、展示会などにも積極的に参加をしてまいりたいというように考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。できる限りなんですけど、これもまた加えてのお願いになりますけど、部課長級の方が行くのではなく、できたら係長とか、あと若い職員さん、新人さんを含めての方の、要は現場に近い方、できるだけ、そういった方にも多く行ってほしいと考えています。私ももともと職員やった時期もちょっとだけあるんですけど、そのときに行ってこいと言われてたら、やっぱり現場で見た感性を持って学びに行きますので、得ようとしていきますんで、そういった意味で自分がまたリファーできる部分に関しては、やはり住民目線というか現場目線。やはりそれは住民の目に見える形で向上につながっていくと思っております。ですんで、そういったことで、そのような形で若手の方たちの理解をよりふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、回答願います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町では、団塊世代の退職後、若手職員が多く在職しているというところがございます、特に構想あるいは設計にかかわる、今おっしゃられたように、より現場に近い若手の職員を中心に派遣できるように考えてまいりたいと思います。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。これは、今までの質問は役場内の職員の方とか体制に対して行わせていただきましたけど、次は民間の、役場内だけじゃなく、やはり実際地域で活動していただける民間の意欲や活動を伸ばす行動、方向性を導くことが役場としても重要やと思っております。

そこで、最新技術の設備投資等を行う町内企業や事業所さんへ、例えばですけど、利子補給などを積極的に拡大して、生産性向上等に乗り出す動きに対して、忠岡町として強く啓発や支援を強化していくべきやと思っておりますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ご質問の利子補給の拡大につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、生産性向上のための支援につきましては、本年6月6日に生産性向上特別措置法が施行されまして、本町におきましても、国の指針に基づき、先端設備等の導入促進基本計画を策定し、国の同意を得ております。

この計画につきましては、生産性向上に資する設備投資を後押しをすることにより、町内既存事業所の技術力や商品開発、品質や信頼性の向上に向けた取り組みを促進し、将来にわたる本町の産業活性化と、地域経済の持続的な発展を目指す内容となっております。

具体的には、町内の中小企業者等が本町に合致した先端設備等導入計画を策定し、その計画を本町が認定し、生産性を高めるための先端設備等を導入した場合に、その設備に係る固定資産税を3年間免除できる制度でございます。また、先端設備等導入計画を策定し、本町が認定した事業所につきましては、国のものづくり補助金等へ応募した場合、採択における加点や補助率の優遇がございます。

本議会におきまして、固定資産税に係る条例を上程させていただいておりますが、承認を得られましたら、速やかにこの制度につきましてホームページ等への掲載、また、商工会とも連携を諮りながら周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

回答ありがとうございます。ご回答の趣旨にございました生産性向上特別措置法につきましては、あくまで工業関係に絞られてきているものだと考えています。一定、国の法整備につきましては公明党さんが中心に積極的に推し進められたとお聞きしてますので、これはこれでほんとに町内のその使える業者さんはしっかりと取り組んでいただけるように支援していただきまして、また、進捗ぐあいもお尋ねさせていただきたいと思っております。

ただ、そのほかの分野です。この工業分野以外に関してはやはり対象とはなっていないので、現状の要は当たり前とか常識とか在来工法から脱却して、最新機器やメソッド等をもって、貧困とか教育の不均衡ですね、不平等の解消、また、健康向上に本当に資するようなものが数多く毎年発明されたりしてはいますが、民間中心にそれは導入されてきてい

ます。そういったものに対しても、町独自で支援施策を展開する必要があると考えるんですが、いかがでしょうか。ご回答お願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

現在、本町におきましては、企業創業支援補助金交付事業やIT化促進事業補助金交付事業などを実施しておりますが、補助対象となります要件等の縛りがありまして、これらの制度に乗れない事業者さんもおられると考えております。

ご質問の町独自の支援策につきましては、今すぐの導入は難しいとは考えておりますが、今後はまず他市町の取り組み状況につきまして調査し、また検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

忠岡町内でも、小さい町で、もう大した産業も何も目立ったものもないんやと、ようそう言う方もおられます。それでも、最先端技術を活用した教育展開とか、あとはアパレルの新規展開ですね。あとは、最新技術の特許開発を進めるような企業、人材は忠岡におります。そういうのを、活動していた中でよく出会わせてもらうんですけど、そのような方々に、今後も要は忠岡を中心にこの泉州でつながりつづけていただくためには、何よりもやっぱりこちらからの積極的な寄り添える支援展開が必要やと思います。補助金とか減免施策等もありますが、要は常にこちらから、おりてきた提案や、さまざまな投げかけを行えるような積極的姿勢が必要と考えますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今ご質問の件につきましても、まずは他市町の取り組み状況等について調査を行い、本町の事業者さんにとってよりよい方策が見出せればと考えております。よろしくをお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。他市町村の事例を参考にとということで検討いただくということなんですけど、できたらですが、特に富山県の南砺市、宮崎県の日南市等はやり方がすごく斬新。斬新なのかどうかわかりませんが、自分たちの地域に合った補助金を、自分らの地域でまずつくって、それを国の補助金として認められるために、国会議員を通じて要は国に働きかけて、自分たちでこういう助成制度をうちの地域にカスタマイズしたのをつくってくださいということで国に働きかける動きをされたりしているんです。そうすれば、ほぼほぼその市町村に関しては間違いなく来るじゃないですか。要は、待つ姿勢でなく、やはり働きかけていく姿勢、これは僕らもちちゃんと協力していかないといけないと思うんですが、そういった行動をしっかりと学んでいただいて、そういう方向性を持っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今、議員ご紹介の南砺市等につきましては、取り組み状況についてまずは調査させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。これでまずは公共施設等の質問については一たん終わらせていただきます。

次に、忠岡町の幼稚園の跡地の活用及び整備についてご質問させていただきます。今年度末をもって忠岡幼稚園は閉園となりますが、まずお聞きします。忠岡幼稚園の跡地利用について、どのような検討状況でしょうか。また、忠岡町内には児童館はありますが、要は子どもを中心とした団体などが専用として活動できるような拠点がありませんし、そのための整備促進を図っていただきたいなどと考えておりますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

忠岡幼稚園跡地の活用方法でございますが、現時点におきましては、具体的な内容等については決定しておりませんが、引き続き、教育委員会の所管施設として学校教育の推進ですとか、子ども・子育て支援の充実、また生涯学習の推進を目的に、教育委員会内での課題、また既存施設やこども園など現在整備中、また今後整備を検討している施設との機能面でのすみ分け等についても十分精査し、検討してまいりたいなというふうに考えております。

また、今後検討を進める中におきましては、本町の財政状況や町全体の施策との整合性も含めて考えていくところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

すみません、再質問となるんですが、今のご回答を要約すると、とりあえずなんですけど、平成31年4月1日からの活用方法については、めどは立ってないということでしょうか。あと、もう1つなんですけど、財源と町全体の施策との調整を踏まえた上で、今後検討いただけるということでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、教育委員会の中で、どんな形で活用していこうということについて検討をしておりますけども、来年4月1日、直ちに何か新しい施設として活用していくということにつきましては、ぎりぎりまで幼稚園も運営しておりますので、4月1日時点で何かすぐさま活用していくということにつきましては、今のところ予定等はございません。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

わかりました。4月からはまだ当面ないということなんですけど、ただ、ずうっとそのまま置いておくと、どうしても朽ち果てて、潰すしかないという、結局そういうふうになっていくしかないと思います。活用されるかどうかというのは、今後、施策と財源の絡みがあると思うんですが、ちょっとその辺で、例えばですけど、子どものため、もともと忠岡幼稚園は子どもの施設なので、もし活用するとなれば、仮に仮定として、子育て世代の意見を集める中で決めていくなどの、要はどちらかということ行政主導でなく、子育て目線中心というか、そういった形での進行をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

ほんとに現在は幼稚園として活用しておりますので、我々も子ども支援といいますかね、そういった施設として活用できればというふうに思っておりますけども、できるだけ、今、議員が質問されたようなことにつきましても、そういった方法につきましても検討してまいりたいと考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。これはまた時間をかけて尋ねさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

すみません、また次の質問に移らせていただきたいと思います。忠岡町の学力向上の底上げについてですが、忠岡の学力状況について、まずは見解及び課題、その解決に向けた方策についてご回答ください。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

町内の学力の状況ですが、上昇傾向を示す部分もありますが、依然厳しい状況に変わりはありません。昨年度の全国学力・学習状況調査の結果概要からは、基礎的な内容については全国・府平均に近づいている部分もありますが、考え方や理由、自分の意見などをまとめたり、説明する記述式問題には、依然課題がございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。今後、住民の立場からすれば、自分の子どもがやっぱり学力が上がってほしい。僕らも住民さんと話をさせていただくときなんか、やっぱり小学校まではええと。でも、中学校はレベルが低いから、うちの息子は私立に行かすわという声がよく言われるんですね、ストレートに。それをほんとにその人から言わすのがほんま悔しくて、いろんな指標の見方があると思うんです。生きる力とか、今までいろいろお答えいただきました。けど、やっぱり学力って、ほんとに生きていく力の中心の根幹やと思ってます。サラリーマンが9割の日本の国の構成で、サラリーマンが9割なんで、やはりその辺のはかられる指標というたら、コミュニケーション力もあるんですけど、まず学力とコミュニケーション力が並んで大きいものやと思ってます。

端的に申し上げますと、端的じゃないですね、すみません、申し上げますと、現状の人が直接教える形態について、一般的に求められる学力を、じゃあ底上げをやっていけるのかとなると、その要求なり水準をクリアすることは、今の予算が厳しい中においてクリアしていくということは非常に困難であると僕は考えています。学習に係る、これは学校だけじゃなく塾とかでもそうなんですけど、ほとんど人件費で賄われているのが現状の中で、例えばですけど、それをAIですね、置きかえることにおいて、同一予算でより多くの子もたちに、より時間、場所の融通がきく中で、拡大を行える中で、その子の学力に完全に合わせる支援というのが可能となっていくと思っています。

この意見をいろんな方に申すと、やはり特に教師の方が、僕の親戚も教師が多いので言うと、「やはり人間が直接教えな、愛がないじゃないか」とよく言われるんです。まあまあ、でもそういうことを導入している教室から、保護者から「いや、このAIを使ってタブレットで教えているここの学習塾って、愛ないよね」というような批判って、まず聞こえてこないです。

ただ昔はね、僕、卒業アルバムを来る前に確認したんですけど、やっぱり先生方はほぼほぼこの辺で住んではって、それこそスーパーで出会って怒られるとか、そういうような時代があったと思うんですね。それは、また地元での共同連帯感ですよ。先生というの

を飛び越えて。そういう時代もあったと思うんですよ。でも、今、僕はほとんど知らないですけど、特に小・中学校の先生って、この辺で住んでる方は少ないんじゃないかなと。休日とか、休めるときは、できる限り子どもとか、その家族さんと出会うことは避けたいなという、それはよく言われるのが教師のサラリーマン化と言われるんですけど、それはそれで僕は別に、しっかりリフレッシュを図って子どもに向き合ってくれるんやったらええと思います。でも、それやったらそれで、やはり教え方や教育手法も時代に合わせて変えていくべきやと僕は思っています。

これらの背景とかを総合的に踏まえまして、先ほど申し上げましたA Iを活用した手法を促進していただきたいと考えるんですが、いかがでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

議員今お示しのA I等も、1つの手だてという部分もございます。ただ、本町といたしましては、まず学力というものに関しまして、知識・技能、思考力、関心・意欲がバランスよく結びついたものであると考えております。議員もおっしゃってましたように、生きていく力、まさしくこの部分につながる部分でございます。この学力の向上を図るために何よりも大切なことは、子どもたちの学ぼうとする意欲を引き出し、その意欲を継続させていくことであると認識しております。

このことを踏まえまして、本町では子どもたちのわかる、できる、やってみようの流れを大切にいたしました日々の授業改善を推進していきます。また、国の予算を活用した少人数指導や習熟度別指導、そして、町単費の非常勤講師などの配置によるきめ細やかな指導も実施しております。

今後も引き続き、子どもたちがみずから学ぼうとする意欲を育むことができるように取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。学ぶ意欲のベースとして僕は何が必要かということ、やっぱり基礎学力がないとあかんと思います。僕、昔、家庭教師をしたときに、ほんとに学年で下から20番目ぐらいの子やったんです。何でかということ、まず教科書を見てもわからへんと。教科書を家庭教師をやったときに徹底的に反復、反復でやっていったら、みるみる学

力が上がって行って、上から、その当時160人ぐらいの中学校やと思うんですけど、上から40番ぐらいになったんです。僕は、まずわからない、要は学力の底辺、基礎ですよ。そこで、もうまず学力ありきやと思ってます。ある程度上がってきた時点で、さまざまなことに興味を持つし、応用がきくと思うんです。ですんで、僕は少なくともこのようなやり方に関して、特にAIなどの最先端技術というのを導入してほしいと思うんですけど、改めての質問となるんですけど、お願いできないでしょうかということで、質問にかえさせていただきます。最後です。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。土居理事の答弁をもって終了といたしますので、よろしく申し上げます。

教育部（土居 正幸理事）

今お示しのAI等の部分ですが、導入できるような場面がありましたら、今後研究していきます。

議長（前田 長市議員）

以上で、三宅議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、和田議員の発言を許します。

9番（和田 善臣議員）

呈祥会の和田でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、町民の健康維持について、きょうは主に中高年以上の健康についてお聞きしたいと思えます。

まず、過去5年間の要介護、要支援の動向についてお聞きしたいと思えます。ここでは、主として中高年、特に65歳以上の高齢者についてお聞きしたいと思えます。

我が国においては、団塊の世代もあと2年もすれば全員が70歳を迎えます。既に超高齢化社会に入ってきています。高齢化と言うと、往々にして少子化問題とドッキングして、少子・高齢化問題として大きく取り上げているところでございます。私は、少子化と高齢化を結びつけて考えると、その問題を把握し、ひもといていくのに困難さを増すように感じます。今回は少子化を切り離し、高齢化一点について考えたいと思えます。

人はみんな、死ぬ直前といいますか、できるだけ健康でいたいと強く願っています。その思いが強ければ強いほど、病に倒れたり、認知症に対する不安や悩みを持っています。人の世話を受けたくない、介護を受けるのは嫌だという思いは、誰もが持っていると思えます。

そこで、本町の介護、また支援を受けている状況についてお聞きします。忠岡町の直近5年間の要介護、要支援認定率の動向についてお答え願います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の本町の過去5年間の要介護、要支援認定率の動向につきましては、平成25年は認定者数899人、認定率20.3%。平成26年は、認定者数969人、認定率20.8%。平成27年は、認定者988人、認定率21%。平成28年は、認定者数1,041人、認定率21.8%。平成29年は、認定者数1,026人、認定率21.4%で、29年になって初めて前年を下回る状況となりました。

全国の認定率、平成29年度は18.5%、大阪府は21.3%となっておりますので、大阪府は全国平均より高く、忠岡町は大阪府平均とほぼ同様となっております。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。今お聞きした数字ですが、認定数については、この5年で20.3%から21.4%ですか、1.1ポイントの微増ですけども、認定者数では899人から1,026人、127人の増となっております。5年前の899人ですね、これを起点としますと14ポイントの増加になります。この数字は、明らかに65歳以上の高齢者の増加が背景にあると考えられます。

これから5年先、10年先と、まだまだ65歳以上の高齢者数の増加が見込める中で、認定数がほぼ横ばいと言っても楽観できません。

認定基準のレベルを保ちつつ、認定率が下がる方法の構築は喫緊の課題であります。とはいえ、高齢者がふえ続ける中でこれを実現するのは容易ではありません。「認定率を下げる＝病気にならない」という公式を成立せねばなりません。

ここで私たちが考え得るものに、人本来が持っている免疫力を高めるということがあります。この点に関して、ここでは高齢者の日常生活、ライフスタイルといいますかね、それに関してお尋ねいたします。もちろん酒やたばこの問題もありますが、ここで例えば仕事の有無、あるいは運動を含め趣味を持っているか。また、ボランティア活動のような地域活動に参加しているかなど、いってみればアクティブな生活を送っている人とそうでない人の健康状態の相関関係について、わかる範囲で結構ですのでお答え願えますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま議員ご質問の高齢者の日常生活と健康状態の関係比較につきましては、本町での資料というのがございませんので、国の資料をもとにお答えさせていただきます。

内閣府が公表している平成29年版高齢社会白書によりますと、平成28年の労働力人口比率、人口に占める労働力人口の割合を見ますと、65歳から69歳では44%となっており、平成16年で34.4%で底を打った後、上昇傾向で推移しております。現在、仕事をしている高齢者の約4割が、働けるうちはいつまでも働きたいと回答し、70歳くらいまで、もしくはそれ以上との回答を合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子が見えます。

自主的なグループ活動への参加状況について見てみますと、60歳以上の方のうち61%が何らかのグループ活動に参加したことがあり、自主的なグループ活動に参加したことがある高齢者が、活動全体を通じて参加してよかったことは、「新しい友人を得ることができた。48.8%」が最も多く、次いで「生活に充実感ができた。46%」、「健康や体力に自信がついた。44.4%」の順となっております。

高齢者の生涯学習への参加状況について見てみますと、この1年くらいの間に生涯学習をしたことのある人は、60歳代でも70歳以上でも4割以上となっております。また、生涯学習を通じて身につけた知識、技能や経験をどのように生かしているか、感じているか聞いたところ、「自分の人生がより豊かになっている」、「自分の健康を維持・増進している」となっています。

このようなことから、就労に対する意欲や地域社会への参加、生涯学習への参加などが、心の健康、体の健康に寄与していることが考えられます。

以上です。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。今、東部長から聞いた答弁で、やはり仕事をしたり、あるいはグループ活動に参加したり、あるいは生涯学習に取り組んでいる、こういったアクティブな生活を送っている人が、WHOで言うウェルビーイングな状態に近いんですかね、そういった身体的にも精神的にも良好であるということがよくわかります。

そこでまたお聞きしますが、今忠岡町では、昨年から始めた健康マイレージ事業を初め地域包括支援センターや保健センター、また社会福祉協議会などでさまざまなイベントや講習会、食事、運動等、健康に関するさまざまな取り組み、あるいはボランティア活動への参加を呼びかけるなど、いろいろなことを実施していただいております。これらの多種多様な事業の効果はすぐあらわれる性格のものではありません。大事なのは、できるだけ多くの町民、特に中高年の方々にその輪の中に入れていただくことが、その第一歩だと考えております。その点を考慮して、今後新しい施策を企画されているでしょうか、お聞きします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員も先ほどから仰せられているとおり、2025年（平成37年）には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上になるほか、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は今後さらに進行するものと見込まれます。忠岡町におきましても高齢化が進むと見込まれます。高齢者の健康寿命の延伸に向けて、元気に生き生き活動する高齢者をふやし、安心して暮らしていけるシステムづくりの構築を目指して、引き続き努めてまいりたいと考えております。

今後の新しい施策でございますが、今先ほど議員が仰せられたとおり、本町におきましては、地域包括支援センターを中心として、保健センター、福祉センター等でさまざまな行事を行っているところでございます。特に健康福祉部におきまして、今年度初めての試みといたしまして、日曜健診と同日に「健康まつり」というものを来年1月に開催予定しております。住民皆様の健康意識の向上や介護予防、啓発につなげてまいりたいと考えております。

それに向けて、7月には、本町における医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会と行政との懇話会を立ち上げ、本町住民の健康増進や介護予防施策、医療と介護の連携など、どのようにすれば意識の向上につながるか、また住民の皆様の健康寿命の延伸に、行政と三師会とがどのようなことで協力していけるかなどを議論してまいりたいと考えております。また、その議論の中から新しい施策の要望や必要等が出てまいりましたら、検討し、行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

いろいろなことを考えていただいているということがよくわかりました。

ところで、ちょっとお聞きしたいんですが、この三師会というのはどういうものですか、ちょっと説明を、すみません、お願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

忠岡町内にごございます医療機関、それと歯科の医療機関でございますね。それと、薬局ですね。この機関が3つ集まったのを一応三師会というような言い方をしております、ここの先生方にお集まりいただいて、検討してまいりたいということでございます。

9 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

すみません、三師会というのがよくわかりました。要するに、役場の外部の方たちですね、これは。外部の人と話し合いをしたり、あるいは相談したり、そういった中では、やはり我々が気づかない、役所の中では気づかない、そういったハッとしたような意見、発言があると思うのです。私は、そのハッとするような意見などを聞いたときに、これは非常に勉強のチャンスやと思ってます。そのハッとするというのは新鮮な意見ですので、今後、東部長が考えておられることをちょっと方向転換したり、そういったことも考えられますので、この三師会との懇談会、これは非常に期待できると思います。

しかしながら、今言われた東部長の諸事業が成功するか否かは、1人でも多くの人々がそれに参加し、継続可能であるかということに尽きると思います。これは1回きりで継続できなかつたら意味がありません。言いかえると、どんなすばらしい内容のものであっても、三日坊主ではなく、いかに生活の中に溶け込ませるといふか、簡単に言えば、それが日常になれば非常にいいんじゃないか。日常ですね。豆腐売りのラッパの音が聞こえたり、それと同じようにできたらいいなと思います。

例えば、今あちらこちらでラジオ体操ですね、そんなんをやっているということを耳にします。小さな場所でいい、少人数でいい、短時間でいい。ただ、そこへ行けば簡単な身体活動ができる。話もできる。新たな友人もできる。1人では継続が難しくても、このラジオ体操方式は、そういった突破口になり得るものだと考えております。

特に高齢者などの情報を持つ福祉部です。また、高齢者が毎日来館される総合福祉セン

ターに事務所を置かれている社会福祉協議会との共催も視野に入れながら、このようなミニミニと言ったらいいんですかね、ミニミニのコミュニティづくりに一度トライしていただきたいと強く望んでいます。これからの課題として一考を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいま社会福祉協議会のほうで各地区のサロンというのを昨年度から始めておりまして、この中で体操ですとか介護関係の啓発ですとか、健康関係の啓発等を行いつつございます。まずはサロン活動を各地区で定着させるということを目的として行っておりますので、それが継続していけるようということになりましたら、その体操等も定期的に取り入れて行っていくということも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

9 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。ちなみに、このサロンというのは今現在何カ所ぐらいありますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

小地域としましては10地区ございます。

9 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9 番（和田 善臣議員）

そしたら、その10地区あるやつを、もう2倍、3倍にふやしてですね、10人ぐらいのほんまのミニのコミュニティでいいです。そういったものをつくり上げる工夫をぜひ考

えていただきたい。そう希望いたしまして、福祉への質問を終わります。

次に、生涯学習の取り組みについて質問させていただきます。ここであらかじめお断りしておきたいことがあります。それは、質問通告には教育委員会の組織に従い、生涯教育という言葉を使いましたが、この生涯教育と表現しますと、教育活動において大きな部分を占める学校教育まで包括することになり、これから始める質問の中で非常にややこしくなるという観点から、生涯教育ではなく社会教育と表現させていただくことをお許し願いたいと思います。それでよろしいでしょうか。

この社会教育の問題については、私、数年前にも質問させていただいております。後でこのことを説明しますが、その際には納得できるご回答を当局から得られず、この件については継続して論議してまいりたい旨を申し上げました。今回、30分の時間を頂戴した中で、再度質問させていただきます。

まず、現在、生涯学習課主催で取り組んでいる事業にどのようなものがあるか、ご答弁願います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、生涯学習課主催で取り組んでいる事業にどのようなものがあるかということですが、スポーツ行事といたしましては、ゲートボール大会、町民体育大会、マラソン大会、それから今年度も4月に「ただおかウオーク」ということで、ウォーキングイベントなどを実施したところでございます。

また、児童館におきましては、小学生を対象といたしまして、書き方習字、絵画、ピアノ教室など、また文化会館におきましては、成人向けの各種講座を開催しているところでございます。その他、町長部局の関係課や町内の各種団体との協力、また連携し、まちの魅力、あるいは魅力の発信事業というようなことで、だんじり祭りのもてなしスポットの設置の事業や、町内の正木美術館との協力事業、そういったものなどについても実施しているところでございます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。今聞きますと、生涯学習課で主催しているのは、主に社会体育関係の町民体育大会を初めゲートボール大会とか、チャレンジ・ザ・スポーツ、チャレン

ジ・ザ・ウオークなどの事務報告でいう社会体育のイベントや、大阪府の各地域で行っている総会などがその範囲に入るといってお答えでございました。町長部局とも協働して行事をやっていると。また、正木美術館でも、そういった花入れとか、お茶のあれをやっていますね。わかりました。

私は、教育とか学習というものは、日々こつこつと取り組むべきものと解釈しています。それを実践しているのは、言うまでもなく児童館であり、公民館であり、働く婦人の家であり、また、時には役場内の各部署です。これらの施設では、毎年度、年間の計画を立てていると思いますが、私ども外部の者には、生涯学習課がそれにどのようにかかわっているかは見えません。ここは非常に大事なことです。生涯学習課の担当が、その計画を立てている会議とかにどのようにかかわっているか、これは非常に大事であります。

一例を挙げると、公民館であれば、公民館運営審議会であります。これを開催し、年間を通じての事業計画を立てるなどの重要な会議が長年開催されていない。もともと、随分前に社会教育法で、同審議会は置かなければならないという必置規定から、置くことができるという任意設置に緩和されてはいますが、これを長年開催していないことが大きな疑問に思います。これについて、今後ぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

公民館の運営審議会につきましては、以前、定期的に確かに開催しておったところがございます。開催する中におきまして、例えば公民館、文化会館というんですかね、そういったところに例えば指定管理者を導入するような運営形態そのものに関係するような、そういった案件があるときのみで開催してはどうかというような、当時、審議委員さんのほうからのお答えもあったというような、そういったことから、開催が定期的に今現在行われてないというふうなところで、今現在我々は聞いているところがございます。

また、現在、例えば生涯学習プログラムの参加者数、いわゆる文化会館でやられている各種講座の参加者数なんかを見ましても、ほんとに平成28年が909人だったものが、29年度は1,641人と非常に多くの方が参加いただいております。また、各種講座の中でもニーズ調査をするなりさせていただきまして、より幅広い講座の開催というところにも努めているところでございます。

しかしながら、先ほど議員仰せのご意見等もございまして、より広く住民の声をお聞きさせていただきながら、生涯学習の推進をしてまいりたいというようなところもございまして、今後、開催に向けまして、近隣の市町村の開催状況等につきましても調査研究

させていただく中で、開催に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。時間がないので飛ばします。

次に、今後予定している事業があるかどうかについてお聞きします。私、町広報の6月号を見て驚いたというか、非常に寂しく思ったことがありました。それは、半世紀以上前から本町の社会教育面を引っ張ってきた「俳句」の投稿がなくなっていたことです。

当町の社会教育活動は、俳句教室を初め短歌、華道、洋裁などから始まったと記憶しています。しかも、当初の学び舎は、忠岡中学校の教室を間借りして活動してまいりました。その後、町民グラウンド内に青少年センターができ、拠点はそのに移り、以来、半世紀以上の間、社会教育の講座、教室として連綿と続いてきた忠岡町の文化面のリーダー的な存在でございました。しかし、5年前に所期の目的は達したという理由で、17ほどあったそれらの講座、教室をクラブに移行し、あとは時代のニーズに合った講座を考えていくとの方針で、現在に至っております。

本質問の冒頭に申し上げた過去の質問の内容は、この通年の講座の廃止に対し反対の立場で質問をしたものです。そのときは、これらの講座は受講者のメンバーが同じでマンネリ化しているということも、その理由でございました。しかし、俳句、短歌、川柳、絵画、工芸、読書、古典等々、ジャンル、作者は同じでも、同じ作品が生まれることはありません。他にも話し方教室などがありました。その受講生から、声の広報という形でボランティアを多く輩出したり、町の行事や文化協会の諸行事でも司会を務めるなどその活躍は顕著でした。

要するに、これはマンネリではありません。また、こういったものは、今ではアートとかいう呼ばれ方をしますが、江戸時代にはこんなものは皆、遊芸と呼ばれていました。

「遊ぶ芸」ですね。それが今日まで途絶えることなく続いているということは、やはり人の生活と密接に関係し、生きていく糧の1つでもあったと理解しています。

ただ、これらはなくても食っていける、生活していけると言えば、それまでです。そういう意味では弱い部分があり、時代によっては大名や豪商の庇護のもと生き長らえてきた事実もあります。近年は特にIT関連が進展し、古いアナログ的なものは隅に追いやられていると感じられる中、今、行政が主導で守るべきものの事例だと考えています。

質問の「今後予定している事業はあるか」ですが、決して新しいものを求めているわけではございません。これら通年の講座、教室の再開を強く求めたいと思ひますが、ご検討

いただけるでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

今後につきましても、もちろん住民ニーズに合った、また生涯を通じて知識や技能を習得していただけるよう、身近な学習機会の提供や新しい事業についても検討してまいります。スポーツ行事につきましても、これから秋以降、本格的な体育大会やマラソン大会等も実施されますが、できる限り多くの方が参加いただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、ご質問にありました文化会館で開催しております講座につきましても、随時開催してまいります。昨年度から実施しております託児預かりや、土曜日、日曜日の開催を引き続き実施することで、若年層の方が参加しやすいよう工夫してまいりたいと考えております。

講座の内容につきましては、単発ではあまり効果の出ない運動系につきましては、複数回実施するとともに、笑いヨガやパステル画など新規講座も開催してまいりたいと考えております。

そのほか、毎回、講座終了後、アンケート調査をとっておりますので、利用者ニーズを把握し、参加者が満足いただけるような講座の開催や、それから以前に講座等を実施しておりましたが、現在実施していないような講座、それから長年にわたって受け継がれ、次世代に継承していくべき伝統文化的な、そういった講座の開催についても検討してまいりたいというところでございます。また、その開催方法でございますけれども、そういったものについても、講座の内容ですとかニーズ等から、単発講座ではなく連続したシリーズでの開催や、定期的、それから継続的に開催していくことなどについても検討してまいりたいというふうに考えております。

引き続き多くの住民の方が参加いただき、学びの成果をそれぞれの暮らしに生かしていただくとともに、本町のまちづくりや地域づくりなどにつなげていっていただけるよう、教育委員会としても取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。時間になりますので。

9番（和田 善臣議員）

特に最後に言われた、私も言っている通年の講座、これの復活についてぜひご検討願いたい、そのように希望しまして、私の質問を終わります。ちょっと時間が足りませんでした。申しわけございません。

議長（前田 長市議員）

以上で、和田議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、北村議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村です。2点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。シビックセンター駐車場料金についてお伺いをいたします。

駐車場利用については、役所での各種手続、また申請、児童館、保健センター、スポーツセンター、ふれあいホールを使用するに当たり、利用されているところであります。現在、1時間までは無料、それ以後については1時間超過ごとに100円を徴収されていると思います。なお、スポーツセンターにつきましては、スポーツジム、プール利用者が駐車料金との二重の負担となることから、2時間の無料券が発行され、基本設定の1時間無料と合わせて3時間までは無料となっております。

そこでお伺いいたします。ふれあいホール使用者及び催しに来られた方々にも、スポーツセンター同様、無料駐車券を発行すべきではないかと考えますが、答弁のほうよろしくお願いたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

ご質問の本町庁舎前の駐車場につきましては、忠岡町の行政財産目的外使用料条例によりまして、本町役場、保健センター、スポーツセンター、児童館、ふれあいホールを利用される方が、庁舎前駐車場を使用した場合の使用料の徴収について規定等をしておりまして、1時間までは全て無料と現在しているところでございます。

スポーツセンターにつきましては、住民のスポーツ振興と健康増進を目的といたしまし

て、本町が事業を行っていることや、できるだけ利用者の増加を図りまして収益を増加させる必要等からも、利用者の駐車料金につきまして3時間までは免除とし、無料の駐車券を配布させていただいておるところでございます。

ふれあいホールにつきましては、現在、貸しホールとして貸し出しをしております、こちらのほうの駐車料金を無料とする場合、本町の事務的なことにはなりますが、庁舎管理担当課と調整する必要があることや、各種団体が利用される場合は、中央監視室で鍵の受け渡しによりホールを使用させていただいてるなど、職員がふれあいホールに常駐していないというようなことから、その利用者の見分け方や、またどのようにして多くのご利用いただいている方に駐車券をお渡しすべきかというふうな問題も生じてまいりますので、ふれあいホール利用者への無料駐車券の配布は非常に難しく、料金体系の抜本的な見直しが必要になってまいるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（北村 孝議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

よく理解しているつもりですが、このふれあいホール使用に当たっては、ご答弁にもありましたけど、町行事とか各種団体も当然利用されております。で、一般にも貸し出しもされております。一般の場合は、この町行事とか各種団体については当然使用料も徴収されていないというところであると思ひます。

しかし、一般貸し出しの場合は、ここにふれあいホール案内ということで、しおりがありますけども、午前9時から正午まで平日は1万1,700円、午後1時から午後5時までは1万9,500円、午後6時から午後9時までは1万7,550円、午前9時から午後5時までは3万1,200円、一応基本料金ですね。これにプラスアルファ、マイクを使うとか、いろんな備品を使うに当たって、この上に空調等も含めて加算されるわけです。一般貸し出しの場合は、これらの利用料金を当然お支払いさせていただいてるというところであって、主催者側からの立場として、やはり来ていただいているいわゆるお客さんというんですか、住民の方というんですか、そういった方々に非常に心苦しいというところのお話も聞いておるんです。

そういったところで、もう少し、何と言ひますか、配慮していただけるような形はとれないのか。全て、例えば半日貸し出しであれば、その半日を無料にせえとか云々じゃなくて、冒頭の質問もさせていただいた中身で、今のところ、スポーツセンター利用者と同様の3時間程度の無料の駐車券を発行すればというところでもあります。

ちなみに、年間どれぐらい各種団体、町行事、一般貸し出しと全て区分で利用の回数を控えてるかどうかわかりませんが、年間どれぐらいのふれあいホールを利用されてい

る団体といたしますか、そういった行事があるのか。また、駐車場においても、年間どれぐ
らいの収益が上がっているのか、この辺について参考のためにお伺いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

ふれあいホールの利用状況でございますけども、平成29年度でございますけど、使用
件数でいえば、年間79件の個人または団体の方にご利用いただいているというところでご
ざいます。それから、駐車料金の収入でございますが、ちょっと今、手元に詳細な資料は
ございませんですけども、覚えている範囲でございますが、決算によりますと、140万
程度が駐車料金の収入ではないかなと思います。もちろん全てがふれあいホールに来られ
ているお客様という分ではないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。駐車料金等も、たしか140万ぐらいだろうとお答えいただき
ましたけど、それなりに財政のほうにも少しは貢献といたしますか、助かってるような状況
であると。そこへもって私の質問はいかがなものかなとは思ひます、自分自身。しかしな
がら、実際に先ほども言ひましたけど、主催者側からいえば、それぐらいのことはとい
うところもありますし、町内の方が主催される場合であれば、車で来はるということも、体
のちょっとご不自由な方とか、例えば天候が悪いとか、そういったことでしたら車で来ら
れる場合が多いのかなと思ひますけども、そうでない限りには、徒歩、また自転車等で来
られることが多いのかなというふうにも思ひます。この辺も加味して、今後ちょっとこの
辺も検討していつていただけるようにお願ひしときます。

もう1点、この主催者側は、どうしても催し物をするに当たって、やっぱり準備が必要
であります。例えば音響とか、それなりの設営とかされるので、どうしても時間を早く、
一般の方よりも早く来て準備しなければならない。せめてこの主催者側の方々には一定の
駐車券の無料券を発行していただけるように、重ねてのお願いですが、この辺については
ちょっと今どうのこうのじゃないですけども、今後検討課題として上げていただけるでし
ょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まず、ご利用いただいている中の主催者側の方に対する免除ということでございますが、主催者側の方につきましては、音響設備等々もございますので、そこについては、現在、免除ということは取り扱いさせていただいてるところでございます。

ただ、ご質問いただいているように、それ以外の部分全てというふうなこと、あるいはスポーツセンター同様に全て同じように扱うということにつきましては、今現在では直ちにということになれば、現在の全庁的な部分での取り扱いとの整合性についても十分検討する必要がありますと考えますので、今後、我々ふれあいホールを担当している部局といたしましては、そういったホール関係についての近隣の同様の施設の状況等を調査研究するとともに、庁舎管理担当課とも協議、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

各施設といたしますか、ホールといたしますか、住民が利用しやすいような形で、駐車場をいい形で利用していただくような方向でご検討願いたいと、こう思います。

次の質問に移ります。認知症対策についてお伺いいたします。

急速な高齢化に伴い、65歳以上の認知症患者は、現在の約500万人から2025年には約700万人になると見込まれております。65歳未満の若年性認知症の問題もあります。医療や介護などの社会保障費が大きく膨らみ、支え手となる家族にも経済的、肉体的、精神的な負担が重くのしかかるわけであり、介護をする人もされる人も認知症を患っている認知介護も深刻であり、認知症対策をどう強化していくかは喫緊の課題であります。

認知症は、一たび発病すると、社会生活を送ることが難しいとの誤解が根強いところがありますが、しかし、早期発見や新薬の開発により、病状の進行をおくらせることが可能になったことで、発病後も社会で活躍する人が少なくありません。社会参加が進めば、家族の負担軽減や、医療・介護費の抑制にもつながります。

そこで、2005年度に厚生労働省が創設したボランティア制度で、認知症の人を応援する認知症サポーターが本町にもいるとお聞きしております。こうした貴重な人材の活用を含め、認知症患者の社会参加を促進する体制づくりを急ぐべきではないかと考えますが、答弁のほうをお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず、認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったために、さまざまな障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態をいいます。認知症高齢者の将来推計では、議員も先ほど申されましたが、今後も増加していくと推計され、2025年には全国で約700万人、5人のうち1人が認知症高齢者と推計されます。

認知症の多くを占めているのがアルツハイマー型認知症で、発症の原因はわかってきましたが、根本的な治療、予防薬はまだ確立されておられません。

認知症の方を地域で支えていくには、まずは認知症を正しく理解していただく必要がございます。先ほど議員が申されていたとおり、全国で行っている認知症サポーターキャラバンとは、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しております。泉大津医師会におきましても、在宅医療推進協議会の中で平成26年度から認知症支援対策については検討されており、認知症サポート医もおります。平成29年度には、国通知により本町の地域包括支援センター内に認知症初期集中支援チームを設置し、地域ケア会議も開始しております。ご家族様からの相談支援を現在行っているところでございます。また、本町職員研修の一環としまして、職員全員に認知症サポーター養成講座の受講を完了しております。

今後も地域住民の方の集まりであるとか、町内企業様からの認知症サポーター養成講座のご依頼があれば、地域で暮らす認知症の人や、その家族を応援する認知症サポーターをつくる認知症サポーター養成講座の講師役のキャラバン・メイトを派遣いたします。

また、地域包括ケアシステムは、住みなれた場所で安心して暮らしていくシステムづくりということで、本町もことし、計画を策定いたしました忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中でも、このシステムを構築していく努力をしまっている、構築していかなければならないということをおたっております。こちらのほうは、社会福祉協議会ですとか医師会、あるいは民生委員さんなど、老人クラブ等々、住民の皆様の中で会議等を開催いたしまして、地域で暮らしていけるシステムづくりを構築してまいりたいと考えております。

先ほど和田議員さんの質問の中でもございましたが、その地域づくり、あるいは医療と介護の連携等の仕組みづくりをしていく1つの方策としまして、7月に三師会を立ち上げてまして、いろんな連携のほうを図ってまいりたいと考えております。また、1月には住民様向けに「健康まつり」を開催いたしまして、健康志向の向上、介護予防の啓発等につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

す。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

サポーターについては、今、部長のほうから答弁ありましたように、職員の皆さんが養成講座を受けて、サポーターとしてどういう形で接しはる、例えばアドバイスをされるのか、その辺ちょっと具体的に。それでまた聞くところによると、見えますけども、前にオレンジの、それがそのサポーターさんを示すあれなんですかね。その辺ちょっと教えていただけますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員おっしゃったとおり、私もしていますこのオレンジリング、こちらのほうが講習を受けた人が持っているというものになりまして、これは認知症の方がどのような症状なのか、どのようなことを言うのかという、まずは認知症の方がどんな状態かということ講習を受けまして認識し、その後、その人に対してどのように対応していくのか、このような場合はこうすればいいとかというようなことで、時間的には2時間程度になるんですけども、簡単な講習を受けまして、それで認知症の方はこうだと。接した方が同じことを何度も言うとか、約束したこと自体も忘れてしまったりとかいうような症状にあるのであれば、この方はちょっと認知症の疑いがあるのではないかといいところ、とにかく早期に発見し、そしてそれを治療につなげていくということが大切かと考えております。

認知症サポーターというのは、その認知の方を早く発見し、重度にならないように防ぐように対策等を行っていくというようなものでございます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

すみません、ご丁寧な説明、ありがとうございます。一般企業にも認知症の方の社会参加、私の質問の中にもありますが、一般の企業の中でもそういった方々がいらっしゃるんですね。忠岡町にいらっしゃるかどうか、これはまた後でといいますか、後日またお聞

きもしたいなと思いますけども、認知症と一まとめに言っても、それぞれ病状や置かれている状況で、求められる支援が異なるわけでありまして。加えて、地域性もあって、学校や自治会や町内ごとにきめ細かい支援内容を考えることが不可欠であります。

そこで、部長から答弁がありましたけど、来年1月の「健康まつり」には、そういった方々も一緒に参加してやっていくということで、サポーターさんの存在というのは大きなところにあると思うんですが、このサポーターさんがいろいろなところで地域の支援者として活躍できることが、認知症施策の厚みをもたらすということもありますので、しっかりこの辺で認知症の方をサポーターとして寄り添っていただければありがたいなと思います。

企業等のこの辺についても、町のほうで把握している企業の方の、サポーターのいわゆる養成講座を受けて、そういうオレンジリングをされているところ、また企業はあるんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

介護の事業所さんですとか積極的に、ケアマネジャーさんとか、資格をお持ちの方はもちろんそういうことも勉強はされております。今現在、忠岡町では講座のほうは16回、町内で、町の職員も含めまして開催させていただいております。メイト数が13名で、サポーター数は忠岡町内では549名となっております。ですので、その中には事業所さんももちろん含まれておりますので。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

たくさんの方がサポーターとしていらっしゃるわけで、この方々の活躍できる場所を今後またさらに拡大していただいて、認知症の方々に寄り添っていただいて、社会参加を促進していくといいますか、支援していくという立場でよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（前田 長市議員）

以上で、北村議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

次に、高迫議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援にとって大事な就学援助金制度についてお伺いをいたします。

安倍政権のもとで2回目の生活保護費の引き下げが、この10月から3年かけて行われます。生活扶助は平均1.8%で、世帯構成によって最大5%もの引き下げになります。厚生労働省のモデル試算では、母子家庭の37%で生活扶助費が引き下げられ、子どもの多い世帯ほど引き下げの可能性が高くなっています。少子化は国難だなどと言って、子育て支援の政策だけ掲げながら、中身は全く筋の通らない話だというふうに思っております。

きょうお聞きしたいのは、この生活保護費の引き下げは、他の制度への影響も懸念されています。準要保護家庭への就学援助に対する影響です。他の自治体でもいろんな対策をお考えのようではありますが、忠岡町はどう対応されようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現時点におきましては、国における生活保護基準の見直し内容や、見直しに伴うその他、他制度に生じる影響等についての具体的な内容が示されておりませんので、準要保護者に対する就学援助についての影響額を算定できないことから、具体的な現在の本町の対応につきましても正確にお答えしかねますが、国の都道府県担当者に対する説明会の資料ですとか、国のホームページを見てますと、就学援助制度等についてできる限り影響が及ばないように対応することや、準要保護者についても国の取り組みを理解の上、適切に判断するよう市町村等に通知等を行うとされていることから、本町教育委員会につきましても、今後、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

私がお聞きしたのは、国の指導もありますが、忠岡町はどう対応されようとお考えなのか。これ、影響出ますよね。この影響についてどうされようと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

国からの通知等が来てない段階ですので、確定的なお答えというのはいかなるところでございしますが、今後、国の取り扱いが、現在我々が知り得ています内容と大きく変わらなければ、今年度と同じような認定状況を来年度もさせていただけるものと考えております。その取り扱いの方法でございすけども、それにつきましては、今後、内容等が確定した段階で、その影響額等についても検証していく中で、近隣の市町の方策も参考にしながら、具体的な取り扱いについては決めてまいりたいというふうに思っております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

要は、影響が出ないようにする、これが結論だと思うんです。

そこでお聞きしたいんですが、この1回目に安倍政権が保護費を引き下げ、就学援助に大きな影響が出たときに、忠岡町は従来受けている人たちは旧来の基準で計算して、新規の人たちは引き下げのたびに影響を受けてきました。今回は、この就学援助を受けていた方、そして新規の方も含めて、ともに影響が出ないようにお考えをいただくのかどうか、ここが1点です。

もう1つは、国は影響が及ばないようにちゃんと指導すると言っていますが、国が交付税にそのお金を入れてこなければ、忠岡町に負担になるわけですから、国に対しては影響を出すなど言うのであれば、国もちゃんと準要保護家庭用の交付税算入をふやして、影響が出ないようにするというのが当たり前だと思いますので、それを国に求めていかれるかどうか、2点お伺いしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

1点目でございますが、前回の25年のときの引き下げにつきましては、国の対応の仕方を見ますと、平成25年当初に要保護者として認定を受けていた者についてというふうなくだりがございましたので、それに従いまして本町は適切に対応したというところでございます。

今回は、今のところ我々が知り得ている範囲では、そういった何年現在とかいうふうな限定的なところはございませんので、ほんとに確定的なことは申し上げにくいんですけども、現在の知り得ている範囲の内容であれば、そういった新規の方について影響を受けるというようなことはないのではないかなというふうに考えております。

それから、2点目のことでございますが、交付税等々の影響でございます。これにつきましては、財政部局が担当ということもありますので、なかなかちょっと我々のほうからどうということは言いにくいところもございますけども、もちろん就学援助を担当している部局といたしまして、そういったことにつきましては町村長会等、そういった場面を通じまして、影響が出ないように要望等はしてまいりたいと考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひよろしく、頑張っていたきたいと思います。

次に、クリーンセンターについてお聞きをいたします。

忠岡町は、10年前にごみ焼却炉を新設する際にも、広域化を進めていくという方針が示され、今日まで話し合いを重ねてこられたようです。当初目指した岸和田貝塚清掃施設組合との協議がうまく運びませんでした。途中から泉北環境整備施設組合に切りかえましたが、目標としていたこの10年間の間に実現ができずに、31年度から5年かかるだろうという予測が出ております。

それに対して、早くするようにという質問をさせていただいた場合には、早くする努力をしますと、こういう回答もいただいております。また、広域化を一日も早く実現しましょう、早くできるんではないかという質問は、他の会派の議員さんからも強く出されているところをご承知のとおりだと思うんです。

そこで、議会としても広域化に行政だけ頑張っていたくだけではなしに、議会も寄与しようとして泉北環境を訪問しようとする、町当局からストップがかかりました。なぜか、理由をお聞かせを願いたいと思います。

また、これまで広域化は、ごみ焼却の事務を委託するというで聞いてまいりました。しかし、整備運営委員会の資料を見せていただきますと、一部事務組合への参加も検討しているというお話が記録で出てまいります。私どもは報告としては聞いておりませんが、事実なのかどうか明らかにしていただきたいと思ひます。なぜならば、この件で広域化の時期がおくれるんではないかというふうな懸念する、これも当然出てくる話だと思ひます。

以上2点について、まず担当部長さんよりお答えをいただきたいと思ひます。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ご答弁させていただきます。

ごみ処理の広域化につきましては、一昨年からごみの受け入れをお願いする泉北環境施設整備組合と水面下で協議を行ってまいりました。これまでの経過の中で、本町の負担すべき概算の金額についても具体的な協議をしなければ明確化できないことや、さまざまな課題事項を抽出し、その課題整理が必要なことから、正式な検討協議会を設置するため、平成36年4月の広域化を目標とした検討協議会の設置を依頼し、昨年5月に一般廃棄物処理広域化検討協議会を立ち上げ、これまで3回の協議を行ってまいりました。

しかしながら、広域化の枠組みとしては、一部事務組合としての参画ではなく、あくまで事務委託という手法による協議であることが前提であり、かつ協議を進めてはおりますが、課題抽出や、その解決手法など検討するに当たり、不確定要素が多く、依然として泉北環境施設整備組合からの事務委託料が明確に示されないことなど、広域化に向けた判断材料が乏しい状況であります。

つきましては、ごみ処理の広域化に関しましては、できるだけ早い時期に一定の方向づけを見出たく、鋭意努力してまいります。

11番（高迫千代司議員）

軒野部長、それで終わりか。

住民部（軒野 成司部長）

今お答えさせていただいた部分に、両方の答えが入っていると思うんですが。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

私がお聞きした1つは、議会の行動にストップをかけた理由。2つ目にお聞きしたのは、事務を委託する。この後のほうの事務委託については、今お答えがありました。一般事務組合ではないと。1点目の議会の行動にストップをかけた理由についてはお答えいただいておりますが、いかがですか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

視察の件につきましては、再三答えさせていただいていると思うんですが、今、水面下において泉北環境施設整備組合と広域に関する協議ですね、それをやっている中で、今、時期的にその時期ではないのというような形でご説明させていただいたと思っております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

行政は車の両輪だということで、行政の行動をすることもあれば、当然それを議会がいろんなチェックをすることもありますが、おくらせているということですね、早くしてほしいという願いを持って行動することは当然あることです。それを行政が議会に対してストップをさせるという、これが今おっしゃった水面下で協議しているから余計なことはしてくれないと言わんばかりの行動をとられた、これは議会に対する行政の介入ですか。私はそう思ってるから聞いてるんですよ。

議長（前田 長市議員）

町長ですか。

1 1 番（高迫千代司議員）

どっちでも結構ですよ、お答えいただく。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

次期クリーンセンターのあり方につきまして、鋭意努力しているという、また、してき

たところですので、部長初め課長がいろいろと話をしてきました。で、先ほどの質問1つ、議会の皆さんが勉強に行く、話に行くということについては、私はその話を聞いたので、一部の人に行かんようにしてくれと、私がストップをかけたのであります。

先ほど来、部長がおっしゃってるような非常に微妙な段階を私が承知したことから、私がストップをかけましたので、その聞いた議員さんは横に広がっていったんだろうと思いますが、聞きたいところの発言を回答するならば、私がとめたところでございます。介入と言われたら、個々に行ってほしいと、そんな言葉もつけておりますので、私としてはそういうように思ってとめたところです。

そんなこともありまして、近々、私の思いというんですか、本町の将来の方向について発言をしていかないかん、表明をしていかないかんなど、こういうことですので、とめたことのご理解とご協力をお願いしたいと、こういうように思っています。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

町長がとめたということはよくわかりました。ただし、それはね、水面下で話をしているときに、議会がどんな形で動こうか、それは町の方針と全く違うことをやろうというのであれば、ちょっと考えてほしいということはあってもしかるべきだと思いますが、町長自身が広域化を推進しようという方針を出して話を進めている。1回目のところはうまくいかなかった。今度は何とかしたいということで、議会が同じようにその方向で行く、そうした努力をするというのは当然あってしかるべきですから、それに対してストップをかけるというのは、本来やるべきことではないというふうに思います。

だから、町長が本当に広域を進めようというってお考えなのかどうか、その点について町長に改めてお聞きしたいと思います。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

何人が誰と一緒にいくんか、そういうようなことを私は聞かず、今、先ほど来言っているように、微妙なそういうようなときに集団で行かれることはちょっとやめてくれと、こういうように言いました。しかし、皆さん方の活動をするんだったら行ったらいいわけで、何もとめることはありません。今、私の態度を決めるために、今ということと違いますね、先日だと思いますが、ちょっと待たれたほうがいいでしょうと、そういうことを言

ったところ、多分何人に伝わったんか知りませんが、あるいは高迫議員さんが想像して物を言っはるんかどうか知りませんが、そういうことで今非常に微妙なところに来てますので、ストップをお願いしたいと。しかし、共産党議員が行かれるんだったら行ったらいいと思います。それは私の思いを言っているわけですから、議員活動をとめる気は全然ありません。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

よくわかりました。つまり、担当の方が町長さんの思いを付度してストップをかけたということに、今の話ではなってしまう。

町長（和田 吉衛町長）

付度じゃない、命令です。

1 1 番（高迫千代司議員）

だから、これは議会は行っていただいて当然だというのは、これは当然の答えです。今、それは我々が行こうが、超党派の議員で行こうが、これは当たり前のことですから、町長さんがそれをとめるという、そうしたことはふさわしくないし、やってはいけないことだと思います。ただ、気持ちについて言うたら、担当のほうからそれをストップしてくれないかということ由来と。これは私の想像やないんですよ。我が党議員も聞いておりますから、私はその方からも聞いています。ほかの会派の方からも聞いております。想像ではありません。そういうことで、しっかり取り組んでいきたいと私たちも思っています。

で、水面下の話とよう聞くんですけどね、例えば負担割合が現在3分の1やと。これが4つになったら、4分の1になったら大変やというような話をされている方もおられますよ。しかし、人口が10倍の市もあるんですよ。10倍の市が10分の1の町に対してね、負担が4分の1だ、固定が4分の1だなんていうようなばかなことを言うはずが、本来私らはないと思ってます。だから、そういう心配ばかり先行して話が進まないということであれば、これはこれで大変なことだと思ってますんでね、広域化はちゃんと進めていただきたい。これは厳にお願いをしておきたいと思います。私どもも、もちろん必要な場合には行かせていただきたいと思っています。

ちょっとここで時間とりましたんで、次に先に進めていきたいと思います。

予算委員会の論戦で、岬町の美化センターの視察に行かれることになりましたが、その教訓をどう生かされたかということですが、5月10日の臨時議会の後に運営委員会の報告がありました。教訓はどう生かされたかと聞きますと、「運営の方式が違いますね

ん」、こういう回答があつて、本当に真剣に教訓を生かされたのかという点については疑問だと思っています。

私は、3月議会で直近の3年間の修理費と工事請負費を岬町と忠岡町と比べて質問をしました。数字を見ていただいて、町長公室長さんも「岬町のほうが安いなあ」と、このようにお答えになっています。これは直近の3年だけやないかというお話も後で聞きましたんで、これは岬町のほうに調べていただきました。岬町は、50トン炉1基、流動床、忠岡と同じ方式ですね、ここでやっています。そのうちの30年分を聞いてください。昭和61年から平成7年の10年間、修理費と工事請負費で6億2,000万かけています。ここからですよ。平成18年から27年の10年間は、修理費と工事費で5億2,000万かかっています。ただし、忠岡町と同じようにダイオキシン対策をしていますから、これは条件が一緒ですから、これは抜いております。平成18年から27年の10年間、修理費と工事費で5億2,000万かけています。数字は頭に入れていただいたと思いますが、忠岡町は30トン炉1基で、平成21年から30年の10年間に修理と工事請負で5億6,000万かかっています。

これ、比べていただいたら、よくおわかりやと思うんです。これまで10年たったら修理で莫大な費用がかかってくる。だから大変なんだということを言い続けてこられました。この岬町の数字を見ていただいているかがですか。突然の故障でごみが焼けず、住民に迷惑がかかる、こんなことも言うてましたが、岬町の数字を見ればそんな心配がないということが出ています。部長さんも視察に行かれたと思うんです。この数字は十分にご承知だと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

ご答弁させていただきます。

ご質問の岬町美化センターを視察したということについては、その事実があつたかどうかについて具体的な答弁を控えさせていただきます。ちなみに、クリーンセンター整備運営委員会におきましても、類似する団体の状況を勘案するという事で、類似する某団体のごみ焼却施設に伺い、運営状況をヒアリングしております。

つきましては、具体的な団体名を明かすことにより先方にご迷惑をおかけする可能性もあることから、取りまとめに際しては、某類似団体ということ的前提にヒアリングを実施いたしました。

同団体は、岬町と同様に直営のごみ焼却施設であり、本町のような長期包括運営でないこと、また、粗大ごみは外部委託として、粗大ごみ破碎施設は必要なく、本体の破碎機の

みで可燃性の一般家庭ごみや事業系のごみを破碎し焼却処理しており、かつプラントメーカーや焼却施設の構造、処理能力、運転方法などに相違点も多く、本町との維持補修経費等について比較検討することは非常に困難であることがわかりました。

つきましては、同団体の工事・修繕状況としては、従前の忠岡町の維持補修方式と酷似しており、毎年一定額の予算の範囲内でできる維持補修工事を行い、突発的な工事についても補正予算を計上するなど運転管理において不安定な環境にあるとともに、中長期的に見て維持管理経費も増大していく傾向にあるのではないかと考えております。（高迫議員「よろしいですか。まだ答弁あるの。早うしてください、次、質問せなあかんから」と呼ぶ）すみません、読むのが遅いので、申しわけございません。

つきましては、今後のクリーンセンターの運営手法を検討するに当たり、参考事例の1つとさせていただきたいと考えてございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

別に名前を隠さんでもね、私、向こうで聞いてきたんです。今おっしゃってるように、時間たったら修理が高うつく。今おっしゃってましたね。そういう心配をしてるんですが、岬町は11年から20年の間、5億1,000万ですよ。21年から30年の間、5億2,000万。最初の年の6億2,000万と比べたらね、逆に安く、確実に運転をして、住民に迷惑をかけていません。何で忠岡町だけが、これから先、高うつきますから心配です、そんなことが言えるのかというのが、ここが生きた証拠です。そこを視察に行っていたいたんやから、この教訓はぜひ生かしていただきたい。生きた教訓があるんですから、ぜひよろしくをお願いします。

ちょっとあまり回答が長いんでね、次の質問に移らなければなりませんので、次、お聞きします。

計画されている7億6,900万円もの大規模改修、延命化は中止をせよというお願いです。行政の無駄をなくして効率的な運用をしていく、当たり前のことですが、和田町長さんが常に掲げてきた方針でもあります。この大規模改修は、これまでの事例からすると、住重環境エンジニアリングと松和メンテナンスの共同企業体が受注をする、その可能性が非常に高いという工事です。仕事をしてれば、もうけるわけですね。

これまで焼却炉は10年たったら大規模改修をする、このことを言い続けてきましたけど、本当でしょうか。どこから出た話なんでしょうかということをお聞かせください。忠岡町では、10年間稼働しましたけれど、岬町では32年稼働しています。しかし、10年たっても20年たっても30年たっても、大規模改修というふうな延命化工事はしてお

りません。やったのはダイオキシン対策だけです。

もう1つの熊取町、30トン炉2基の流動床、ここは26年稼働しております。しかし、10年たったときも20年たったときもこんな莫大なお金を使う大規模改修はしていません。ダイオキシン対策だけです。

10年たったら部品がなくなるから大規模改修やと、こんなことを言うてますけどね、岬町ではそんな莫大な費用はかけずに、ちゃんと32年間動いています。なぜ忠岡町だけが10年たったら7億6,900万円もの莫大な住民のお金を使って、こんな工事をせないかんのか。それも特定の業者がもうかるような工事をせないかんのか、その理由を明確にお示しをいただきたいと思います。

岬町も熊取町もこんな大規模改修なんかしていません。なぜ忠岡町だけが同じ形式やのに、せないかんのか。私たちは、こんな莫大な無駄を省いて、そのお金は住民の暮らしの予算に回せ、そのように思っていますから、何度も何度も同じことを聞かせていただいております。ぜひ明確なお答えをいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。時間が来ておりますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長、それまでの答弁が長いんやから、それもちゃんと言ってください。

議長（前田 長市議員）

担当部長の答弁をもって終了いたします。

住民部（軒野 成司部長）

答弁させていただきます。また読むのが遅いので、その点よろしくをお願いいたします。

現行のクリーンセンターの長期包括整備運営事業が今年末をもって終了することとなりますが、先ほど来の答弁のとおり、引き続き当該施設を適正に運転管理するためには、定期的な点検整備と延命化対策を実施していくことが必要であります。

ご要望の大規模改修を中止されよにつきましては、今後のクリーンセンターの運営を考える上で、施設の根幹となる受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、灰出設備等の劣化速度が早く、これらの施設の骨格を構成する各機器の耐用年数は10年のものが多く、特に電気・計装設備においては、製造中止や部品の廃番の機器も多く、今後の部品調達が困難になる可能性や、何よりも機器の老朽化や故障により、ごみの処理を継続できないことによる損害・被害等の金額にはあらかわせないリスクを勘案すると、翌年の平成31年には、これらに関する機器も含めて早急に整備する必要があると考えております。

そうした現状から、継続的にごみ焼却処理をしながら延命化工事を実施すると、本町の場合、1炉で運転管理していることから、平成31年と32年にわたる2カ年継続事業が現実的であると考えております。

なお、本件につきましては、3月議会において、ごみ処理施設保全等計画をご提示させていただいており、その中で改良工事費の試算7億6,900万円に対し、社会的割引率を考慮した7億円を見込んでいることを申し添えます。

したがって、引き続き効率的・安定的かつ確実にごみを焼却処理していくためには、必要不可欠な延命工事であるので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。こんな答弁理解できませんよ。大阪府下で動いている流動床、忠岡と熊取と岬だけです。熊取も岬も、先ほどお話ししたように、そんなばかな大規模改修というふうな莫大な金をかけた工事はしていません。ましてや、部品の調達なんか条件、一緒でしょう。そんなところはしてないのに、何で忠岡だけがそんな莫大なお金を住民の税金を使ってやるのか明らかにして、それで納得いくような説明が今の中では全くできていません。できないんやったら中止をすべきです。申し添えます。

議長（前田 長市議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。1時から再開いたします。

（「午後0時07分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 長市議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

現在の忠岡保育所の園庭についてであります。来年4月から開設される公私連携幼保型認定こども園建設工事で、旧の福祉センターが取り壊され、5月の連休明けからは忠岡保育所の園庭内にフェンスが建てられ、仕切られてしまったことで、子どもたちが遊ぶ園庭が狭くなっていることについて質問いたします。

フェンスで園庭内を仕切ってしまったことで、アスレチック滑り台や鉄棒などの遊具、

砂場もなくなっています。このフェンスは5月の連休明けから建てられて、工事もやられていない。この間、2カ月近くもたっているのに、なぜこんなに早くから建てる必要があったのかというのが1つ。そしてまた、現在の狭隘な園庭で子どもたちの環境が守られているのかについて、お聞きしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

園庭の仮囲い等の件でございますが、特に1点目でございますけども、仮囲いの時期等々でございますが、全体的な工期の設定等のスケジュールにつきましては、例えば資材の調達でございますとか、労働者の確保でございますとか、また、部分ごとのそれぞれの工事に要する日数等について、そういったものを積み上げた結果、適正に設定されているというように我々考えているところでございます。

現在、平成31年4月に向けまして、新園の工事が行われており、忠岡保育所の園庭が一部制限されておりますが、また、囲いのフェンスの設置後、資材の調達の一部に時間を要したため、一部工事がとまっておりますが、6月11日より再開されたところでございます。

工事施工に伴い、保育所の園庭内で工事部分との境界線に仮囲いのフェンスが設置され、約3割程度、保育所の園庭が制限されているというところでございます。当初、仮囲いを設置したときは、園庭につきましては半分程度が制限されておりましたが、移管先の法人でございます光生会さんと協議し、旧福祉センター部分の一部を園庭として使用できるよう拡張、広げていただいたところでございます。また、ジャングルジムと非常用滑り台との間にあった土山も崩してもらいまして、平坦な地面として広く使えるようにしていただいたところでございます。今後、砂場についても、また部分的に設置してもらえようをお願いしているところでございます。

確かに園庭は少し狭くなっておりますが、子どもたちは狭いなりに工夫して上手に遊んでくれているところでもございます。また、現場の職員の工夫によりまして、時間差で園庭の使用や、近隣の公園へのお散歩などにより、少しでも子どもたちが元気に遊べるよう頑張らせていただいているというところでもございまして、現在のところ子どもたちの様子に変わったところはないというふうに聞いているところでございます。

現場の職員からは、子どもたちの様子がおかしいというふうに感じたときは、そうならないよう、よりきめ細やかな対応に取り組んでいますというふうに力強い現場からの声もいただいたところでございます。引き続き、教育委員会事務局と現場の職員が一丸となって、子どもたちの保育環境の変化が最小限となるよう取り組んでまいりたいというよ

うに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

忠岡幼稚園、忠岡保育所の保護者の皆さん、それから光生会、忠岡町の出席のもとで5月24日に第2回三者協議会が開かれております。そこで、保護者から園庭について質問がされています。工事期間中の子どもたちの園庭遊びはどのように保障していくのかということが問われています。

そこで、役場のほうは、現在、工事期間中にご迷惑をおかけしておりますが、新しい園舎を整備するというご理解をお願いいたしますということで、園庭の奥のジャングルジムと非常階段の間にあった土山を削り、平らに整地し、フェンスでふさいだところも若干整備して、今後は砂場を作成していく予定です。今までのように全園児が一斉に園庭で遊ぶことは難しくなりましたが、ローテーションを組んで、先ほど部長が言われたように、時間差ですね、そういったことをやっていって、できる限り全園児が順番に外で遊べるように工夫しておりますので、ご理解をお願いいたしますというふうなお答えであります。

これを見ますと、全園児が一斉に園庭で遊べないという状況になっています。工事期間中は、これを見てとりますと、辛抱してくださいということであります。朝の自由時間などローテーションを組めるんでしょうか。工事もすぐに取りかかりもしないのに、早くからフェンスを建てて、狭い園庭で子どもたちがのびのび遊べないという状況で、保護者から不満の声も寄せられています。また、園庭はフェンスで仕切られたことによってL字型になって死角ができ、全体を見渡せない。子どもたちが危険だという声も保護者から聞いております。

資材の調達がおくれたという理由も先ほどおっしゃってございました。きのうから資材などが運ばれているようですが、フェンスに囲まれた現場を見ると、園庭内にまで入り込んだこんな場所をとる囲いが要るのかというふうに私は思いました。園庭側はいつ工事をするんでしょうか。恐らくこれをお聞きしたところで、役場の担当部長も全て把握はできていないと思いますが、子どもたちのためにもとの広さを確保するべきであると思いますが、もう一度ご答弁お願いしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

園舎の建設に当たりましては、大変ご迷惑をおかけしているところでございます。しかしながら、ほんとに我々も子どもたちの未来に向けて、新たな就学前の施設を建設しているというところでございますので、その点につきましてはご理解をいただきたいとお願いするところでございます。

仮囲いのフェンスにつきましては、これまでも協議して、移動していただいた、園庭を広げていただいたということもございます。また、4月に予定どおり園を開設してまいるというふうなところを目指しまして、現在、フェンス内では今週から、昨日も工事をやっておったところでございます。本当に本格的な工事も行われているということから、今現在、そのフェンスをまた移動するというのは難しい、現実にはできないというところでございます。

現在、今度また新たにその保育所の園舎ですね、そこを例えば改善作業をする際等につきましては、同じようにならないといえますか、できるだけ園庭を確保するような形で我々も法人等と協議してまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今も説明がございましたが、光生会が後で園庭を100平方メートル広げたというふう聞いております。広げようと思えば、フェンスを移動して広げられるんだなというふう感じたわけなんですけれども、資材置き場の代替地を考えるなどすれば、フェンスを下げるができるんじゃないかというふうに思ひます。

現在、子どもたちが通っている、子どもたちが遊んでいる園庭を取り上げるといったことは、あつてはならないというふうに思ひます。工事期間中、辛抱してください、ご理解していただきたいということではあります、子どもたちが犠牲になるようなことがあつてはなりません。公私連携なんですから、公の果たす役割をちゃんと役場のほうでしていただきたいというふうに思ひわけなんですけれども、今のこの狭隘な園庭ですね、これをどうにかしていただきたいというふうに思ひますので、これは光生会ともちょっと話をしてもらつて、少しでもフェンスを下げていただくと、そういった協議もしていただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

先ほども答弁させていただきましたけども、現在、工事も始まっておりますので、そのあたりについては難しいかというふうに考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

子ども第一という姿勢が全く感じられない答弁だというふうに思います。全く何も無い空き地に建てるわけではございませんので、実際に子どもたちが今使っているんですから、もとの広さを確保できるよう忠岡町が最大限の知恵を出して子どもたちの環境を守っていただきたいというふうに思います。

そこで、7月の夕涼み会はふれあいホールで行事をするということをお聞きしております。しかし、秋の運動会の場所は検討中ということです。このように、いろんなことで支障が出てきております。

来年4月からは認定こども園に移るわけなんですけれども、現在の忠岡保育所は来年7月までかけて取り壊す予定になっております。また、新しくできた園庭にフェンスを建てて、子どもたちの外での遊び場を取り上げるといったことのないようにされるのかということをお聞きしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

先ほども答弁させていただいたところでございますけども、教育委員会といたしましても、これまで以上に工事の進捗状況等につきまして把握に努めるとともに、何か大きな変化等があれば教育委員会に報告いただき、必要に応じ協議、並びに適正な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

ほんとに工事を安全に進めていくという上でも、仮囲いについてはなかなか今のところは動かすというのは非常に難しいところがございますけども、先ほど答弁させてもらったとおり、次に保育所の園舎をつぶす場合につきましては、安全確保ということも十分考えながら、できる限りそのあたりについても協議を申し入れてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

もちろん今おっしゃいましたように、子どもたちの安全の確保は非常に大事ですが、今ちょっと提案もされましたけども、広く土地を取ってフェンスを建てるのではなくて、部分部分で、1つ終わればそこを撤去して、また次の工事をするところにフェンスをするという、教育長、首を振っていらっしゃいますけれども、そういった手法をとればいいのではないかというふうに思います。これが非常に難しいというのは、光生会のほうはこういうことをすると非常に費用もかかってくるというふうに思います。工事費用を抑えたい、そう考えるのが一般的ではないかというふうに思うんですけども、やはり子ども第一で考えていただく。ぜひ忠岡町のイニシアチブを発揮していただきたいと思うのですが、最後にちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

部分的な工事というものにつきましては、園舎が現在の保育所部分のところまでかかるということもございますので、そういった中で部分的というのはなかなか難しいのではないかというふうに我々考えますが、公私連携というような形で取り組んで新園をつくっていかうというところでございますので、もちろん我々も必要に応じて、法人、また並びに法人を通じまして、そういった建設工事の会社と協議してまいるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

公私連携という言葉が出ました。いろんな問題点があると思うんですけども、今回のフェンスを建てる際でも、保護者の方にちゃんとそういった連絡が行っていたのかと。ある方は、これはフェンスではありませんけれども、夕方お迎えに行ったら、急にあしたから遊具は使えませんよと、そういったことをいきなり言われてびっくりしたと。なかなかそこら辺のね、やはりご父兄の声ももちろん反映しないといけませんけれども、連絡というのも非常にうまくいっていないと、そういったこともうかがえるわけです。非常に役場の担当のほうも、なかなかこの工事の進捗状態がどうなっているかというのもわからない

と思うんですけど、これは今後やはり子どもたちを犠牲にしてはいけませんので、しっかりと進捗状況を把握していただいて、これはやっぱり守ってくださいよというところはきちんと言っていたきたいというふうに要望してまいります。

次に、道徳の教科化についてお尋ねしたいと思います。小学校では、2020年度より、中学校では2021年度より新学習指導要領が全面実施されますが、ことし4月から小学校3年生から外国語活動も導入。そして、道徳の教科化も移行期間中から先行実施されております。

新たに英語教育と授業時数が加えられ、質量ともに極限に追い込まれた子どもたちが、現在の教育内容を本当に習得できるのでしょうか。全く実態を無視した詰め込みによって、できる子、できない子がさらに選別されて、勉強嫌いや学校嫌いを生み出してしまうのではないのでしょうか。

来年、2019年度4月からは、中学校でも道徳が教科になります。国語や算数・数学など従来の教科は、それぞれ学問的・科学的な研究の到達があります。しかし、道徳の場合は、その内容をその時々権力者が決めるという危険性が常につきまといまいます。道徳が教科化され、価値内容を学習指導要領に規定することで、特定の価値観を国が押しつけることにつながるのではないのでしょうか。

これは、「天皇のために命をささげよ」と教えた戦前の修身に通ずる、非常に危険なことだというふうに思います。修身、つまり自分の行為を正しくし、身をおさめ整える。旧制の学校の道徳に関する教材の名称ですが、昨年からよく耳にしました教育勅語発布、1890年後は小学校だけでなく各学校の国民道徳、国民教育の基本として重視されています。その後、国家主義教育政策を推進する中核的な教材として位置づけられたこともあって、第二次世界大戦後には廃止されております。

しかし、今年度から小学校、来年度からは中学校に道徳を教科化することによって、特定の価値観を国が押しつけることにつながるのではないのでしょうか。このことについて答弁をお願いしたいと思います。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

議員ご指摘のとおり、平成27年3月に小・中学校学習指導要領の一部改訂等により、現行の道徳の時間が「特別の教科 道徳」として教科の位置づけがなされ、今年度より小学校では「特別の教科 道徳」の授業がスタートしております。また、来年度には中学校でも「特別の教科 道徳」の授業がスタートいたします。

道徳が教科化された背景についてですが、昨年の6月議会でも申しましたように、後を

絶たない深刻ないじめへの対応があるものと考えられております。平成28年11月の文部科学大臣メッセージにもありますように、「あなたならどうするか」を真つ正面から問い、自分自身のこととして多面的・多角的に考え議論していく「考え、議論する道徳」へと転換することが求められております。

つきましては、特定の価値観を押しつけるものではないと認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

安倍政権が戦前の教育勅語を学校教育の教材にすることを認める見解をまとめて、菅官房長官や松野文部科学大臣が道徳の教材にすることを否定しないと発言して、反発を呼びました。異常な天皇中心主義で国民を戦争に駆り立てた教育勅語を道徳の教材にするなど絶対に許すことはできません。菅官房長官は、憲法や教育基本法に反しなければとされていますが、戦後の憲法や教育基本法制定に伴って、国会でも排除、失効が決まった教育勅語が憲法などと両立するわけではありません。

安倍政権の態度は、歴史を反省しない政治そのものです。菅官房長官は、政府として積極的に活用する考えはないとも言いますが、どんなに取り繕っても国民の基本的な人権を認めない、侵略戦争を推進した教育勅語を、道徳教育を含めて学校教材の教材にするということを認めた閣議決定は、一連の発言の重大さ、これは否定できるものではないというふうに思います。

森友学園疑惑でも、幼稚園児に教育勅語を暗唱させて、それを賛美していたことが問題になりましたけれども、安倍政権が教育勅語を道徳の教材にすることを認めるのは、戦争する国づくりを目指す教育の反動化の一環であることは明らかではないでしょうか。先ほど、押しつけるものではないというふうにご答弁されておりましたが、国の押しつけ、自己犠牲を押しつけるものであると私は思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。いかがお考えでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

いわゆる価値観を押しつけるということにつきましては、先ほども申しましたように、学校教育におきましては学習指導要領に基づいて進めてまいりますので、ご理解のほどよ

ろしくお願いいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今回の中学校道徳の教科書検定では、8社の教科書が合格しております。ヘイト本を親会社に持つ日本教科書が、「白菊」という話を載せております。内容は、ホノルル市と姉妹都市をしている長岡市が、真珠湾で慰霊のための花火を上げたいという提案。白菊という花火が友情の和解の印、平和を願って上がったという内容になっております。

しかし、後に続く読み物、「込められた想い、和解の力」が問題です。安倍首相の2016年12月27日の真珠湾でのスピーチが載せられております。スピーチの趣旨は、日米同盟の強化、安倍首相の宣伝になっています。このことは、義務教育諸学校教科用図書検定基準に抵触するおそれがあるのではないのでしょうか。

義務教育諸学校教科用図書検定基準では、政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条及び15条の規定に照らして、適切かつ公正であり、特定の政党や宗教派、またはその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこととされておりますが、昨年、小学校5年生の道徳教科書のことを私、紹介させていただきました。そのときに、ボブスレーに乗った安倍首相の写真が載っていたことはご存じだというふうに思います。

また、日本教科書の今度の中学2年生ですね、これは「ウズベキスタンの桜」というお話が載せられています。これは、第二次世界大戦中にシベリアに抑留された日本兵のお話がかかっているわけなんですけれども、このタイトルは、日本会議に所属し歴史的修正発言を繰り返す中山恭子参議院議員の本と同じになっております。非常にウズベキスタンでそういった強制労働で働いた日本人の人たち、日本に帰りたかったけども帰れなかったと、そういったことがあるわけなんですけれども、一生懸命この建設、ウズベキスタンの劇場をつくってくれたということで、非常に美化されております。しかし、日本兵の抑留の原因は侵略戦争だったと、そういったことが抜け落ちているわけでございます。

道徳が教科化されるに当たって、戦前、教育勅語で国の言うことに従えと侵略戦争に駆り立てていったことを、改めて本当に心配されるのではないかというふうに思います。

今、土居先生のほうからは、すみません、押しつけるものではないというふうにご答弁はされておられましたけれども、なぜ道徳の教科が必要なのか、そこら辺が私たちなかなか納得できないところなんですけど、このことはどういうふうな認識をされておられますでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

なぜ道德の教科が必要なのかというご質問なんですけども、やはり学習指導要領の中に書いておりますように、1つ大きな部分は深刻ないじめという背景の中、このような部分をしっかりとやっていかなければいけないという認識のもと必要というふうになって、教科化されたというのが大きなところだと考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

いじめの問題ということ去年も答弁されておりましたけど、なぜ道德が教科化になったのか。これ、安倍政権が、教育再生実行会議が提案して、大津市の中学校で起きた中学生のいじめ問題をきっかけに、道德を特別教科にするということが決定したというのが表面上の理由になっているようであります。

なぜ表面上かと申しますと、いじめがあったからといって道德を教科化する理由に本当になるのでしょうか。あくまでこのいじめ問題が理由づけであって、先ほども紹介いたしましたけど、ヘイト本を出すような会社の会長、同一人物であるというふうな教材を見てとって、政府の思惑はどこに子どもたちを導こうとしているのか、その意図が見てとれるのではないのでしょうか。

今回の教科書検定では、「国を愛する態度」といった、生徒が段階的に自己評価するページがあります。この国というのは、自分の住んでいるところやふるさとなどでしょうか。国家体制を維持するような国を愛せという押しつけ、だから小学校の道德教科に安倍首相の写真が出てくるのではないのでしょうか。

「特別の教科 道德」で、戦前の修身によって愛国心が押しつけられたような教育が行われるのではないかという不安の声が聞こえてきます。愛国心は、個人の人権や一人一人の心のあり方と深く関係して、誰からも押しつけられるものではありません。日本国憲法は、思想、良心の自由を宣言しています。道德は、内心の自由にかかわる問題ではないかと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

教育部（土居 正幸理事）

議長。

議長（前田 長市議員）

土居理事。

教育部（土居 正幸理事）

教科書につきましては、道徳に限らずどの教科におきましても、文部科学省の検定を通過した教科書の中から採択することとなっており、「国を愛する態度」という内容につきましては、文部科学省が定めました学習指導要領の中に、発達段階に応じて指導すべき内容として含まれております。

議員お示しの生徒が段階的に自己評価することについてですが、今回の検定を通過した8社の教科書のうち、5社の教科書において数値による自己評価のページが設けられております。教育委員会といたしましては、静謐な環境のもと、検定を通過した8社の中から本町の子どもたちにとって最もふさわしい教科書の採択業務を進めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

本町は最もいい教科書を選びたいということですが、いい教科書があるのかというふうに思います。教育基本法に新たに加えられた教育の目標は、道徳心の育成、公共の精神、伝統や文化を重んじ、国や郷土を愛する態度を養うなど、個人よりも国家を重んじ、国家の一員としての責任を果たす人間が大事だというふうにしています。

今、学校では、髪は黒でなければならない。生まれつき茶色の生徒は黒に染めろなど、どう考えても人権侵害の校則がまかり通っているところがございます。最初から結論の見える読み物を読まされて、そして自分の感じたことを先生が褒めてくれるような違う文章で表現すると、そういったことも子どもたち、これから強制されるのではないかというふうに思います。

日本国憲法は、一人一人の命、生活、幸せが大事、生きたいように生きて、考えたいように考える、個人の尊厳が一番大事だとしております。誰もが人として大切にされるという教育を広げていっていただきたいというふうに思うんですが、これにつきましては最後に教育長のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

教育長の答弁をもって終了いたします。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お示しの生徒指導上の部分であります。あれも行き過ぎた指導ということで、私どももそれは当然人権上許されざる話ではないかなというふうに感じておりま

す。我々が目指すべき教育というのは、どの子ども幸せに生きていく、どの子ども将来に向けて自己実現が図れるように支援していくというのが我々の務めであるというふうに考えております。

その根本に立ち返りまして、今後とも引き続き健やかな子どもの育成を目指しまして尽力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

よろしくお願います。

議長（前田 長市議員）

以上で、河野議員の一般質問を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

最後に、是枝議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。忠岡町のごみ焼却施設であるクリーンセンターの、来年4月からの管理運営の問題についてお尋ねをいたします。

本町のクリーンセンターは、平成21年から10年間の長期包括整備運営事業委託を行ってきました。そして、来年3月末で契約が終了します。

現在、来年4月からのクリーンセンターの運営をどのようにしていくかの検討委員会が持たれ、委員会としての結論が出されました。その内容は、来年度からの10年間の長期包括委託を行う。それも、10年しか使っていない焼却炉の大規模改修、延命化に7億6,900万円も、最初の2年間で行うことも込みの長期包括委託契約です。それも、平成36年目途という広域化を進めると言っているにもかかわらずこれだけの支出をされるということでもあります。

今から10年前、現在の長期包括契約の締結後に、私は、一体幾らの焼却炉の大規模改修を忠岡町は想定していたのかということ調査しましたら、16億円の大規模改修費がありました。しかし、この検討委員会で見られている資料とか見ますと、ことし3月末にいただいたクリーンセンター整備委員会で使われた資料では10億3,563万4,639円の大規模改修費と書かれてありました。えらい安い焼却炉をつくったんだなあと、数字を見て思いました。この私の感想をぜひ覚えておいていただきたいと思います。

まず、1点目の大規模改修をする理由については、先ほどの高迫議員の質問での答弁にもありましたので、こちらのほうで申し上げたいと思います。適正な運転管理のため、今

後考えるということで、劣化速度が大変多いというんですかね、それで部品が廃番になったりで、その部品の調達に難しい、まあ言ったらそういったことで協議を、とまったら困るということなんだと思います。安定運営というところからのそういう理由でありました。

きょう言われてないんですが、1つ申し添えておこなれば、長期包括委託を受けてもらえるように延命化をしておかないと、応募してくるところがないからということだと思えます。そういったことが理由であるということで、それを踏まえまして2点目の、契約手法の比較検証において延命化工事をせず、修理でいく場合の費用が算出されていないという点についてお尋ねいたします。

5月10日に担当課から議会説明会を開いていただいた資料の中に、3つを検証している1つが、単年度契約1年と、複数年契約3年から5年、そして長期包括契約10年以上というのがついていましたけど、その3つを比較検証している表があります。この議論は第2回のクリーンセンター整備委員会でされておりまして、しかし、この表は一般論での比較であって、金額の比較がありません。忠岡でなくてもどこのクリーンセンターでも使えるものであったと思います。結局、整備委員会では長期包括以外の費用を出さずに比較検証されておりまして、単年度や複数年契約は長期包括契約よりも高くつくという答えしかなく、一般的にそういう結果が出ているからだということが理由でありました。

先日、本当に算出できないのかと質問いたしましても、担当課からは委託しているコンサルタント会社が出せないと言っているという答えでした。しかし、このコンサルタント会社がことし1月末につくって、3月下旬に議会に配布された忠岡町ごみ処理施設保全等計画、先ほども住民部長さんの答弁の中にもありました。それを見てくださいというふうに言われた、それでありまして、これを読みました。修理費をコンサルタント会社は出せるということがわかりました。大変このコンサルタント会社は能力があるなど、かえって逆に思うような、詳しく、私が読んでもわかるような詳しい資料が載っているんです。ちょっとわからんところが、逆数とか何かわからない表はありましたけれども、事細かく評価がされているということで、これだけデータがあってこれをまとめられたということですから、修理費、出せるはずだと思います。

だけど、そうなんです。設備・機器整備スケジュール案というのが表にありまして、A3の表2枚ですね。年度ごとに、平成何年にどこを更新、補修するかということが表になっているんです。で、平成31年、32年度の2年間に集中して更新工事をする、延命化工事をする、それ以外のところは何年にここをする、ここをするというふうに書いてあって、更新工事ですね、2年間の更新工事、一部、1カ所だけ3年目にも、33年にありましたけれども、それを合計すると7億6,900万円ということでありまして。

その金額を、どこをいつ補修するかというものは、それには条件設定をやっぱりしているんです。条件設定をして、それに基づいて出したということでありまして、その条件

が変わればまた違う数字が出てくるということで、財政シミュレーションとかでもよく条件、推計の条件とか出ていますし、いろいろそういう、やっぱり条件を設定したらこういうふうになりましたという、そういうものだと思いますので、ですから修理をするという条件をどのように設定するかで修理費用も出せるはずだというふうに思います。実際に修理の費用、出ていますものね。

ですから、そういった設備・機器の重要度、A、B、Cのランクということと、あと1から4段階の健全度評価というのが、数を数えました。数を書いてないので、79機器のうち健全度の最も低い、劣化が進み、機能回復が困難である、とる措置が全部交換というものはありませんでした。健全度2ということで、劣化が進んでいるが、機能回復が可能であるということで、とるべき措置として部分改修・部品交換というのが28項目ありました。健全度3の、軽微な劣化であるが、機能に支障なし、とるべき措置は経過観察、様子を見るというのが26機器。健全度4が支障なしということで、これが25機器ありました。その中の健全度2の28の機器を中心に、平成31年、32年の長期包括の最初の1、2年でそれをほぼ全て、補修ではなく更新、取りかえるという、延命化工事をするというもので、その合計が7億6,956万6,000円であるということがわかりました。

ですから、評価では補修や部品交換って書いてあるのに全部更新になっていると。これを精査して補修や部品交換に、2年間に限定せず条件設定をして算出すれば出てくるというものだと思います。ですから、延命化のための条件設定をこんなにわかりやすく書いてくれているのだから、もとななるデータを持っているので、このコンサルタント会社に今からでも出していただいたら、それから判断しても遅くはないのではないかとこのように思います。

実際に10年間直営で使用した焼却施設を、忠岡町と一緒にですね、11年目から民間に長期包括委託した岩手県の八幡平市では、その際、延命化の工事をしないで、今後10年間の修理料を見込んでの長期包括委託の募集をされ、今、20年目を前に延命化工事を、20年目を前にですよ、やっとしたということなんです。だから、条件設定をすれば修理費の見込みは算出できるということでもあります。ちゃんとした財政比較もなしに大規模改修の7億6,900万円ありきということではなく、大規模改修、延命化工事をする長期包括委託と、修理でいく場合と、どのくらい差があるのかということぐらひは、やはり比較検証すべきではないでしょうか。

ということで環境技術研究所、名前を言ってしまいましたけれども、ここ、能力がないというふうに思ったけれども、やっぱりできるんですよ。ここの会社は優秀だと思います。できるのにしない。だめですね、やっぱりこれはね。ちゃんとした資料を出させて比較検証するということが必要だと思います。

整備委員会の答申、結論が出ているからもう後に戻れないというところもあるかもしれ

ません。専門家の方々が、そんな資料もなくて、それでいいと言ったのだから、委員会の結論はそれで置いておくということで、新しく算出してもらった資料を忠岡町が持って比較検証したら、それであと検討を加えていったらいいのではないかというふうに思います。

ということで、そういう比較検証ということをするお考えはございませんでしょうか。住民部長さんよりお答えをお願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

私の答弁を、ここで言わさしていただくような形の分が、みんな先生がおしゃべりになりましたので、答弁書を見ないで答えさせていただきますと、まずこの10年の長期包括の部分ですね。大規模改修をして、10年間、委託運営で来ております。その部分についても毎年、計画的に修繕箇所を決めて、その金額をはじき出している部分で修繕をしてきております。この最初の20年の部分についても、炉に関してはほとんど整備しているはずですが、また、残っている部分はあつたやに聞いておりますが、そのほとんどが中央管理室の計器あたりではないかなと私自身は思っております。

今回、この31年からの部分につきましては、それと同じような形で、今言われましたコンサルのほうで出ている部分については延命化、今、20年に大規模改修した炉をどれぐらいの性能に戻すか、お金をかけていっても100%さらになるわけではございませんので、その延命化工事をいたしますと。

今、手元に先ほどの資料自身を持っておりませんので、数字が出ていると、確かにその数字が出ているんですが、その数字自身、今ちょっと手元にありませんのでお答えはできませんが、それがさきの10年の長期包括の時点での修繕工事の概算であると。この31年以後、このぐらいの金額は見積もっていかなければいけないという数字は、当然出ております。それはあくまで延命化の工事をしたという前提ではじき出しているはずでございますので、何らおかしい形ではないと考えてございます。

先ほど最終的に先生が言われました、それでも長期包括でいくんかというような形の部分については、ここでその形でいくと断言、私はできないんですよ。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

聞いていることは、そこはまだ聞いていないんですよ。聞いているのは、比較検証を、修理の場合でいった場合どうかというのをもう一遍出させて比較をするのかということ。

住民部（軒野 成司部長）

そやから、それは考えておりません。

5 番（是枝 綾子議員）

おりませんということですね。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

考えておられないということでありました。考える必要がなぜないのかということがやはりよくわからないんですけれども、やはりこれはちゃんと住民自身が納得いくような説明を、責任を果たす役割があると思うので、これは求めていきたいと思いますが、時間がないので、次のに進めていきたいと思います。

2 点目の、先ほどのごみ処理施設保全計画の、22 ページから25 ページの設備機器の健全度評価を見て愕然としたんです。9 年目のときに調査をされています。それなんですけど、大規模改修、延命化工事をする健全度2 というところの評価になっているところが約、その機器の79のうち28 機器もあるんです。3 分の1 がもう大規模改修、延命化工事せなあかんぐらい、何かこれを見ましたら、「劣化、老朽化が著しく」というふうなことで、何かそういうふう書いてある。「更新が望ましい」という、みんな2 というところが「更新が望ましい」と、そういうふう書いてある。何かごっつい、ぼろぼろになっているんやなど、9 年目でということ。

それなんですけど、長期包括の要求水準書ね、当時の。今現在実行されている長期包括の要求水準書というものと契約書、部長さん、ようご存じやと思いますけども、要求水準書の第4 節のところの本事業完了時点の要求事項ということで、本町が本要求水準書に記載した運転管理を、10 年目が来ましたといったときに、さらに1 年以上継続して使用することに支障のない状態であることということでもあります。だから11 年目、継続使用に支障のない状態で、その本事業終了後ですね、だから平成30 年で終わって、31 年度から1 年間。31 年度ですね、終わってからの1 年間に発生した機器類の補修整備費は受託者の負担、受託者という共同企業体の負担ということになると。なお、本事業期間終了1 年前に受託者と本町が性能を確認し、1 年前に受託者と本町が性能を確認し、指定する性能、機能に達しない場合は、受託者の責任と費用において適切な補修を行うものとする。だから、事業の終了1 年前ですから、もう既に1 年前を切っているんです。受託者と本町が性能を確認し、これです。性能を確認ね。どうなんだろうということですね。指定する性能、機能に達しない場合は共同企業体の責任と費用において適切な補修を行うものとする

ということですから、これ、協議に入っていないとおかしいわけですね。

こういう修理せなあかんとかね、環境技術研究所がいつもちょっと忠岡町に不利なものが出てたりとかするんですが、これは共同企業体にとって不利な中身のことをいっぱい書いて、実際に出してくれていると。修理が必要やということを出したかったんですけど、これだけぼろぼろのまま置いてあるでということ、裏を返せば出てきているということですので、こういったことをしないといけないということです。

あと、細かいことはあるんですけども、契約書にも同じようなことが書いてあります。本契約が終了するときは云々ということで同じことが書かれていて、前項の確認の結果、機器類が1年間以上継続して委託業務を行うのに支障がある性能、機能である場合には、共同企業体は自己の責任と費用により必要な修繕、取り換え、これにかわる金銭の支払いなど必要な措置をとらなければならないということでもありますから、今年度の3月末でちゃんと1年間使えるように、補修の必要のないように、ちゃんとした状態で返さんとあかんということが書かれて、うたわれているわけです。

これはちゃんとした状況かというたら、補修が必要やって書かれているので、これは受託者、共同企業体の責任で直しておいてもらわんとあかんわけですね。30年度中に、今年度中に。で、直せるんですかと言ったら、直すやっぱ修理費が要るわけです。どれだけこれ直すというたら、更新いうたらごっついお金、7億6,000万円です。だから、そんな更新じゃなく修理の費用はやっぱり出ないと、いや、向こうが欲しいと思います。共同企業体、どれだけこれ修理、この健全度の2という修理の必要があるというふうなことを出された分を、せめて3の計画値ぐらいに戻さんとあかんわけですね。

ということで、これは共同企業体にちゃんと修理、これ1年間でやってよという、そういう計画にもなるわけなんですね。というふうに、私はそういうふうに捉えますが、これを部長さんにご存じだと思います。そういう状態にして返してもらわなあかんと。3月末にはということですが、それについては求めていかれるおつもりはあるでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

すみません、その辺の認識がもう一つ足らなかったように思いますので、その辺は戻りまして、じっくりとその辺の分を読まさせていただきたいと考えております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ということで、これは修理をして、使える状態にしてから3月末で、そこから長期包括をスタートすると。またするんでしたらね。とか、単年度契約とかいうふうにスタートしないと、その1年間ちゃんと使える状態かどうかというのは誰がどう検証するのかというのと、1年間使ってみないとわからないわけなんですよ。1年間使ってみてふぐあいが出てきたら、今請け負っているところ、次も請け負うかもしれないけど、今請け負っている共同企業体が修理をするって書いてあるんです。だからすごい、やっぱりちゃんときちんと直してもらわないと、来年どこかが請け負った、そこが壊れた、じゃあ今のJVにちゃんと修理してもらおうという、そういう仕組みになっております。

なんですが、そういうことがあるということは、だからこのまま来年の大規模改修、31年度、今、悪いと言ったところをJVで直してもらわんとあかんのです、ほんまは3月末までに。だけど、来年、31年度と32年度に取りかえてしまう、更新してしまうから、不問にするということを言われているわけなんですよね。取りかえちゃうから、忠岡の費用で。そうやったら全部JVの費用で取りかえてもらいなさいということに、本来はなるべきなんですということです。それは1つ指摘しておきます。

ところが、もうこれは隠してもわかることなので言いますが、しかし、要求水準書、入札前というか、プロポーザルの前に企業側から質問と回答がよくありますね。それで、要求水準書の質問と回答にはこんな質問があるんです。「本事業期間終了後、1年間に発生した機器類の補修整備費は受託者の負担とするとありますが、あらかじめ町と協議し、本事業期間終了の翌年度に計画している補修内容があった場合については受託者の負担外と考えてよろしいか」。だから、その次の期間終了後、来年度に計画している補修内容がある場合は、もうそれはうちは直さんでええかということを知ってきてるわけなんです。何という、直して渡さなあかんの、次の年度に補修計画があったら、もう直さんとそのままよろしいかと言うて。忠岡町は何と答えているか。回答書、「結構です」。こんなん認めたらあかんやないかと。直して、やっぱり返してもらって、それで必要な改修は忠岡町ですというんやったらわかるんですけど、でも、それでも1年目ね、返してもらってから1年目に壊れたら共同企業体に直してもらわなあかんのですね。だから、こういう契約をしているので、「結構です」と答えた人、誰なんやろうと思って、こんなばかなことを言っているわと。

だから、今計画しているこの大規模改修を進めたら、今私が申し上げた補修せなあかん28カ所は、共同企業体は修理しなくて3月末を迎えていいということになるわけなんですよね。そういうことなんです。これはちょっとえらいことや。修理費は回収でけへんわ、で、7億6,000万、全部改修、忠岡町はせなあかんでは、こんな大損はないですよ。これ、住民の損です。だから1年間、その計画をちょっとストップして、1年間単年度契約をして様子を見て、「壊れたらおまえのどこや。直せ」というふうに言うてから、

そこからちょっとどうするかと決めたほうが、これは町民にとっても財政にとってもいい話だと私は思うんです。

だからこのまま、この延命化計画を進めることは、みすみすわかってね、今ご存じなかったら私が言うたからわかったと思いますけど、みすみすこれを知ってて忠岡町は突入してしまうということで、これは町民に多大な損害を与えたと言われても仕方ないことなんです。知ってて契約を進めて、わかっていて、今私が言ったので皆さんわかったと思います。わかってこれに突入していいのかということやから、今回のこの延命化というのはちょっと待ったと、私、1年待たないと、これ、えらいことになるというふうに思いましたので、これを発見したというか、全部要求水準書を見たり、これを見たりとかしましたけど、やっぱりどう読んでもそういうふうになるので、一遍これ、弁護士さんによく相談していただいて。

この延命化計画をしたら31年度、32年度でしたら、ここの業者、今請け負っている共同企業体は、修理せなあかん、28カ所、何億するか知りませんが、せんでよくなるのかどうか、これをちょっと確認していただきたいと思います。その点、部長さん、どうでしょうか。それ、ちょっと真剣に考えて。びっくりしましたので。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

いや、私もその辺、ちょっと認識が足りませんでしたので、戻りまして調べさせていただきたい。それは平成20年の契約のときに、平成20年のときの契約ですよ。

5番（是枝 綾子議員）

いわゆる最終年度の、今度受け渡しするときの話のことです。

住民部（軒野 成司部長）

申しわけないですが、一度帰らしていただいて、また調べさせていただきます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ほか、もう一つの質問もあるので、これだけはどうしても言っておかないと大変なことになると思いますので、申し上げました。ぜひ、町民の大きな損害にならないようにだけはぜひしていただきたいということで、引き続きこれは早急に手を打っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう時間がちょっとしかありませんので、子どもの読書の活動の推進計画についてお尋ねいたします。時間がありませんので。

忠岡町はブックスタート制度を昨年度から実施していただいて、子どもたちに絵本を、生まれたらくれるということで、健診のときにいただいているということで、本に親しむというスタートが始まりまして、そこで終わってしまっただけではないということで、子どもの読書活動推進計画というものをつくると、今年度中に。ということで第1回が先日開かれました。これは子どもの読書活動の推進に関する法律ができたので、それに基づいて5カ年ということで作られるということなんですけど、大阪府下では市は全部つくっていらっしゃいます、早くから。町はちょっとおくらしているということで、忠岡町は今年度は取り組むということで、ぜひつくっていただきたいと思います。

ちょっと1つ、その策定委員会で出された資料、びっくりしました。これは学力テストのときに一緒に文科省が学習状況調査をされたんですけど、その数字ですけれども、「読書が好き」と回答した子どもの割合。時間がないので読書、読まないという子どもさんのことを言います。不読率、本をいっつも読めへんという子どもが、忠岡の中学生は59.6%でした。59.6%、6割の子どもが忠中の中学生、本を読まないんだそうです。大阪府の平均は、読まないという子が45.3%、全国平均は35.6%。これを見ても本を読まない子が忠岡はすごく多いということがわかりました。小学生はそんなに差はないんですけども、やっぱり全国平均や大阪府平均よりも読まない子の比率が多いということなんです。「読書が好き」と回答した子どもは、この逆比例ですね。反比例するということで、逆なんです。

ということで、やっぱりこういった不読率がこんなに高いというのはどうしてなんだろうかということ、忠岡町はどのように分析されていらっしゃるのかということと、あとやっぱり図書館が狭くて、子どもが楽しく本に親しむという、ちょっとしゃべったりしたら、お友達と一緒に話ししながら読んでいると、「うるさい」と言われて、外に出ていかなあかんことになるので、本を読むというのが楽しいと思えないというね。狭い文化会館なので、図書館なので、第2文化会館、第2図書館ということで、子どもの図書館をどこかに設置すると。やっぱり子どもが本当に本を楽しんで読めたりとか、やっぱり学習したりとかができるような、そういった場所も、拠点ですね、読書活動の拠点、どのように考えておられるか。担当部長さんですかね、お答えは、いただきたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

全国平均、また大阪府平均よりも本町の読書率が低いという等のご質問でございますけ

ども、例えば全国の運動、習慣等に関する調査等々を見ますと、本町の小学5年生の平日のテレビ、ゲーム、スマートフォン、パソコンなどの視聴時間が3時間以上に及ぶ児童の数ですね、しかも男女とも全国、大阪府平均と比較しても多いという結果が出ております。これは同調査の対象である中学2年生でも同じような結果が出ているところでございます。

そういったことから、やはり近年のゲームの普及でありますとかインターネットやスマートフォンなどの情報メディアの普及が非常に大きいというふうに考えておりますが、今回計画を策定する中で、本町の子どもたちの読書離れの原因というものについても把握してまいりたいというふうに考えております。

本町といたしましては、読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするという、本当に効果が期待されるということでございますので、今後、読書活動推進計画を策定し、子どもたちの読書率の向上に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、新たな拠点というところでございますが、本と触れ合う場所ということになりますと、図書館、それから児童館というようなところが当然中心的な役割を担うというふうに考えておりますが、継続的に読書活動を推進していくというためには、やはり学校ですとか行政、また家庭が一体となって取り組んでいくということが重要であるというふうに考えておりますので、策定委員会の中においてもそのようなところを重点に、また検討を進めていきたいというところでございます。

今後、学校関係者や行政職員、地域コーディネーターで構成しております策定委員会の中のワーキンググループを中心に施策を考えていくところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（前田 長市議員）

時間ですので、以上で是枝議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年度一般会計予算において計上いたしました公私連携幼保連携型認定こども園整備事業及びクリーンセンター整備運営委員会支援等業務委託事業について、平成29年度内に事業が完了しなかったため、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

衛生費の忠岡町クリーンセンター整備運営委員会支援事業等業務についてお聞きをさせていただきますが、先ほど来の質問で、この事業内容が再検討がされるであろうというふうに思いますけれど、これはこの件でお伺いをしたいと思います。これは忠岡町の入札が公正で公平に行われる、これはどこまでいっても大事なことだというふうに私たちは思っています。

本案件について言えば、総務事業常任委員協議会、そして全員協議会でそのことが大きな問題になりました。問題になった一番の中心は、この業務の仕様書が忠岡町によってつくられて、この業務の中身が明らかになっています。そして入札が行われ、3社が780万や798万円で外れる中、環境技術研究所が665万円で落札をいたしました。125万、133万という、ほかよりも安い金額であります。ところが従来から忠岡町の資料をいろいろ知っているという点を見れば、特に問題はこの部分ではないかとも思いますが、この入札に基づいて忠岡町と契約がなされた、そこまではよかったんですけど、肝心のその後の仕事になりますと、この仕様書に書かれた単年度の契約、複数年度の契約、長期包括整備事業、運営管理事業の各手法について、財政負担、運営業務の質、リスク対応などの視点から比較検証をするという中身になっています。

ですから、単年度であろうが長期包括であろうが、全ての数字を明らかにして、これが忠岡町のためになるのかならないのか、そうしたことが行われる委員会の資料になるはずでありましたが、突然、単年度契約については数字は出せないというふうにコンサルタントが言ってきた。そしてその数字が出ないまま、この検討委員会では結論が出されたというふうに、総務事業協議会でも全員協議会でもそのことが明らかになりました。ちゃんと入札をした、契約もした、その後でこんなことがまかり通れば、公正公平な入札という点からは問題があるのではないかというふうに思います。本当にそんな資料が出せなかった

のかというのは、先ほど来の我が党議員の質問でも一定明らかになっていると思います。

その点で、この公平公正な入札をちゃんと担保していただくために、コンサルから単年度や複数年度のちゃんとした財政負担、運営の業務の質、リスクの対応などから比較検討のできる資料を出さしていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。公室長さんよりお聞きをさせていただきたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今ご指名をいただいたところでございますけれども、積算の資料を今改めて出させていただくということでございますけれども、これについては先般の総務事業常任委員会あるいは全員協議会のほうで、担当の部長、課長のほうから積算することができないということでお答えをさせていただいております、それ以上私のほうでも、これが出せるのか出せないのかというと、担当部長のほうのご意向を尊重することになりますので、この分、請求というのは私のほうからちょっとできないのかなというふうには考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

担当の部長にはまた後で聞きます。

私が今、なぜ原田公室長さんにこの質問をさせていただいているのかといえば、ちゃんと忠岡町がつくった仕様書を認めて、この少なくとも4社は入札をした。そこから環境技術研究所が、その仕様書に基づいた中身で落札をされたはずです。されて、その後の契約もこの仕様書に基づいて契約をされている。そのはずですね。そういうことを委員会でもお聞きをいたしております。

これがそのままであれば公正で公平な入札がちゃんと行われている、このように思いますが、その後で出せないというようなことを言うてきて、それが公正公平な入札を担保することになるのか。そんなことが最初からわかっていたら、ほかの3社だって別の入札を出してきたかもしれません。だから、そんなことを通しておいていいのかどうか、入札を監督される担当部長さんに、まずお聞きをさせていただいているものです。

ですから、仕事の中身ではなしに、こんな公平公正な入札が行われるはずのものが、入札は通りました、契約も通りました、その後で勝手に仕様を変えて、中身を削って、出せませんというふうな契約が公正公平な入札になるのかどうか、その点をお聞きいたしてお

りますので、再度ご答弁いただきたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいまご質問いただきまして、今般入札を行いまして、当然入札の時点では当初仕様書をご提示して、それに伴いまして応札をいただいているというところでございますので、当然積算、先ほどおっしゃられた単年度、複数年度、長期包括等々の額の計算まで、ちょっとそのあたりまで入っているのかどうか私、わかりませんけれども、そのあたりについては当然理解されて入札に応じられているものだというふうに考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

私の聞いたことには答えていただけていないですね。そんなやり方がまかり通れば公正公平な入札と言えるのかということ、入札を担当しておられる公室長さんにお聞きをさせてもらっているんです。だからその点を明確にお答えをいただきたい。入札をしました、契約をしました、それはあくまでもこの忠岡町の出した仕様書ですね、これに基づいてやられているはずなんです。そうですね。それでやられているにもかかわらず、契約まで済ませた後で、これは出せませんと言うてね。そんなことがまかり通ったら、このほかの入札の業者の方、どない思いはるんです。「そんなんが通るんやったら最初からうちももっと安く入れとくわ」言うて、出てくるでしょう。それが公正公平な入札なのか。これをはっきりお答えいただきたいというふうに思っています。でないと、これからも同じことをやられたって、忠岡町はそれで通るんやということになってしまいますから、その点を、たとえその担当の部長がどう対応しようが、私は入札を担当する部長さんとしてどうなのか、そのことははっきりとお答えをいただきたいというふうに思います。

もう一つは、担当部長さんのほうは、先ほどから言っているように金額がいろいろ出てきています。そやからある程度条件をつけたら試算できるんですよ。試算できるのに試算をしなくてもいい。この仕様書にないようなね、仕様書にないようなことを決めたということは問題はないのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。まず原田公室長さんからお願いします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 長市議員）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今般、指名競争入札を行いまして落札者が決まったというところでございまして、落札された業者との間におきまして当初の仕様書と変更があったときにつきましては、その内容によりまして変更契約をなされることが適当と考えております。今般、契約をこのような、今議員さんがおっしゃられたように、この分が出せないというのか、本町のほうからこれは出す必要がないのか、あるいは出せるような細かい仕様がつくれないのか、そういったことで仕様書に変更があったということであれば、当然その部分については当該落札業者との間に変更の契約をすべきものではないのかなというように考えております。

先ほど申しましたように、この部分で額まで出す積算の業務が含まれていたのかというところで、もしそれが含まれていたというのであれば、その部分については減額などの変更の契約が必要ではないのかなというふうに考えております。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

今、公室長のほうからもお答えさせていただいたとおり、そういうものについて変更があって、忠岡町生活環境課のほうでそれを承認しておるということであれば、対応的には変更契約、減額というような形で対応していきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

これは質問やないんでね、公室長さんのほうには重ねてお願いをいたしておきます。これは公正公平な入札の問題なんでね。議会で問われて問題になりました。それまでわからなかったことが浮上してきました。浮上してきたから契約を変更すればいいなどというふうな問題は、これは原田公室長さんのほうからお答えいただくものだというふうには思っておりません。原田公室長さんのほうは公正公平な入札をちゃんと見張っていただくという点で、入札をその仕様でしました、契約もしました。こんな問題が後から変わってきたら仕様の変更では済まんと思います。入札そのものが間違えているんやから、それがまかり通ればこれから幾らだって同じような手法をとるところが出てきますよ。自分で安い料

金で入札をして仕事を取っておいて、契約までしておいて、その後、相談する中で「これはできません。仕様を変えてください」、こんなことが通用したら公正公平な入札というのはあり得ません。だから、そんな仕様の変更でお茶を濁すようなことではなく、公正な公平な入札をちゃんと貫いていただきたい。これは今の時点でもそうですから、これは原田公室長さんには申し上げておきたいと思います。

それで、軒野部長さんのほうね、こんな大事な問題を、明らかになってから仕様を変更しますわと、これはないと思うんです。それは、その話していく中で問題が起こってきたというのは、その時点でどうしようかということまで話を聞かしてもらわなありませんよね。これが何にも問題なしで進んできた、そういう議案であつたら、ひょっとしたらそんなことが今までもあつたかもしれません。でも、これは12月議会にこの案件がかけられたときに我々、聞いています。「これは長期包括ありきか」言うてね。そしたら部長さんのほうでは「今はそんなことは決めていません。ちゃんと業者を雇って資料を集めて、委員会をつくって、そこで検討してもらった上で結論を出します」と、こういうふうにおっしゃっておったんです。

そのおっしゃっておった資料を集めますというところがね、片方の資料は集まっているけど、片方の資料、ないんでしょう。それで検討したという結果を出して結論を出したということになったら、これはこれで私、大問題やと思っています。当初の仕様書にあるように。私はこの仕様書をつくられた課長さん、優秀やと思っていますよ。ちゃんと必要なことは書いておられるんやから。だから、この仕様に基づいて入札をした、契約をした、その内容がきちり守られんことには、これは長期包括ありきの委員会を進めたのではないかとと言われても仕方がないと思いますよ。そうでなしに、私たちは最初からちゃんと公平公正に運営していますよとおっしゃるのであれば、これ、ちゃんと資料を出させて比較検討をちゃんとやり直してもらおうという必要があると思います。

これはもう3回目で、質問ではありませんのでね、これはかたがた軒野部長さんに強くお願いをしておきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質問ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

高迫議員の質問があつたので、ちょっと一言だけ申し添えて、そして私の質問に入りたいと思います。

この仕様書の関係で、変更の可能性があるというところが書いてあるのは、どういう整

備方法、委託方式にするかということが決まっていなかったから、決まったらこういう予定進捗状況によって変更の可能性がありと、この部分には変更の可能性がありと書いてあるけれども、高迫議員が今言った契約手法の比較検証については変更の可能性ありとは書いていないというところなので、変えられる、変更ができる場所はどこなのかというのは一目瞭然だということは申し上げておきます。募集要領等の作成のところのみだということで申し上げます。

先ほど、一般質問はちょっと時間制限があったので、かなりの早口で言って、最後まで言えなかったもので、なんですが、10億円の炉であると、えらい安いなというところが、今回のこの大規模改修の金額がこれぐらいになってしまったということの原因ではないかということでもあります。前回も同じコンサルタント会社が担当されております。16億円の予定価格であるにもかかわらず、10億円しか大規模改修に使っていないということで、その修理費用もちゃんと修理されていない今の9年目の状況ということでもあります。

このJVですね、財務状況は大丈夫なんだろうかといいところが非常に問題になっていると思うんです。皆さん、もうけているって思っているんですけど、スタートの時点、これね、長期包括の請負契約の、これは平成20年の12月の定例会で要求水準書が変わっているというところを、当時、宮里英彦議員が追及しておりました。委託契約の締結ということで、10年間にわたり35億7,000万円の、そういう委託費を忠岡町が払うということですね。ということを決めるときに、その支払い方、要求水準書では議会に対しては毎月払、12カ月に割って毎月払うという要求水準書でありました。

ところが、何かの拍子に聞いたら、年に一遍の6月払、年度の初めに払うと、一括で払うということに変わっていることが、要求水準書が変わっているということがわかったということで、かなり怒って質問されていたということで、当時の担当の部長さんは平に謝っていたと、申しわけないと。なぜかということ財務状況が悪いからだ、資金繰りに困っているというようなニュアンスのことを言って、だから毎月払いだ大変やから、6月の年1回払いにまとめて先払いという、その年度で、そういう答えになっております。

しかし、企画提案書の財務力は大丈夫やと、住重機械工業グループ全体の、そういったことがあるから資金面、問題ないと、確実にできるというけど、実は年1回払いしてもらわないと資金繰りに大変やったというふうな感じの、そういうやりとりが書かれてありました。これは会議録ですね。平成20年ですからホームページでも見られると思います。こういったことになっていると。

しかし、このコンサルタント業務を請け負ったところは長期包括なので、PFI法に準じたやり方ですということで、これは特定目的会社をつくって、収支ですね、そのクリーンセンターだけの収支を、財務状況を、まあ言ったら忠岡町に報告を年4回でもしないといけないと。先ほどの八幡平市のほうももちろんそういうことで、年4回財務状況を、そういう特定目的会社をつくらせて、そこから報告を受けるから、財務状況がきちっとして

いるから、財政的に危ないところかどうかというのは行政がつかんでいるということですが、忠岡町はそのところをつかんで、そういう特定目的会社をつくらせてませんので、つくっているかどうかわかりませんが、要求水準書にはないので、つかんでいないということで、本当にこの事業がちゃんとされて、修理もちゃんとされているんだろうか。ちゃんとした、そもそものスタートの10億円の炉でよかったのかというところを、性能保証なので問題なく処理してたらいいわというけど、一番最後の最終的に受け渡しをする段階で、ちゃんとした状況で引き渡してもらおうと、そこだけが忠岡町の生命線であると。生命線なんです。あの中身はもう10年間何も言えないし、どうもできないと。もうほんまにお任せっ放しと、丸投げ状態ですが、最後のこの生命線をちゃんと回収できるのかというところが、今回のこの長期包括の総括には全く載っていないというところであります。

ですから、このクリーンセンター整備運営委員会の支援業務の委託事業ですね、もう少し突っ込んだ長期包括のそういった、まだあと1年以上残っていますし、最後の最後までちゃんとそれがされるのかというところの担保を取らなければ、よかったと言えるような、そういう結論というのを導き出すような、そういう支援事業をしてはいけないというふうに思います。

まだあと1年残っていて、最後の生命線、ちゃんと修理して、使える状態で返してくれるのかというところまでが、やっぱり大事な事業やと思います、ここのコンサルタント会社の仕事だと思います。そういった点で忠岡町はどのようにそこまできちっと求めていかれるのかどうかということ、担当部長さんのほうからお聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まことに申しわけないんですが、その辺の部分、認識していない部分がきょう明らかになった部分もございますので、一度持ち帰りまして協議したいと考えてございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

まだこの事業、支援業務委託事業、始まったばかりですので、まだ終わっていません。最終年度、これいつ終わるんですかね。この委託事業は。最終年度は、最終日というんですかね。契約は。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

すみません。ちょっと手元に資料がないんですが、繰り越しで1年延ばしていたように思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

1年延長されて、平成31年の3月31日までということなんですか、契約期間は。

住民部（軒野 成司部長）

そう思います。ちょっと今手元に資料がございません。延ばしているはずであります。

5番（是枝 綾子議員）

よろしくお願いします。はっきりとまた確認させていただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

よろしいですか。

5番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないので、報告第2号を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第6 議案第30号 請負契約締結について（忠岡町スポーツセンター可動屋根耐震改修工事）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第30号 請負契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町スポーツセンターにおいて、可動屋根の耐震改修工事を行うため、当初施工業者である株式会社横河システム建築と随意契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この請負契約の工期はいつからいつまででしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

工期につきましては、議決日の翌日から平成31年の2月末までというところでございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

議決日の翌日というのと、あしたからですね。あしたから工事に入るんですかということ、大変今驚いたんですけども、実際の工事というのはいつから始まるのかということと、あと住民への、住民というより利用者への説明というのが全くないということで、大変利用されている人が不安に思っていますので、住民説明会を開催する予定はありませんでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議決の翌日からというのは、可動屋根の車輪の工事とかを行いますので、翌日からということで、実際の本町のスポーツセンターですね、ここで作業をする日程でございますけれども、今のところ業者との話では、10月の9日あたりぐらいから、祭り明けぐらいから作業を進めるといふところでお伺いしております。また、その作業するに当たりまして、10月の1日ぐらいから作業に向けての資材の搬入、また作業するに当たって、その養生作業等をスポーツセンター内で行うというふうなことも聞いているところでございます。

それから、もう1点の利用者説明会の件でございますが、利用者説明会につきましては今のところ7月の下旬に利用者説明会を開催するという予定にしております。具体的には7月の広報等に具体的な日にち、時間等は掲載して周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 請負契約締結について（忠岡町スポーツセンター可動屋根耐震改修工事）を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(前田 長市議員)

日程第7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部改正)を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長:議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、町税条例等の一部改正で、平成30年3月30日付けをもって処分した次第でございます。

本件は、地方税法等の一部改正により、基礎控除、給与所得控除及び公的年金等控除の見直し、たばこ税の税率の引き上げ、固定資産税の課税標準の特例措置の変更及び新設、その他、所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長(前田 長市議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(前田 長市議員)

是枝議員。

5番(是枝 綾子議員)

固定資産税の農地に係る負担調整措置の、3年間のまた延長ということがここで行われるということについて、お尋ねをいたします。

忠岡町は全城市街化区域であります。ですから、本町の農地は市街化区域の農地という

ことで、それも生産緑地法が適用されません一般市街化区域の農地ということで、宅地並み課税が、農地でありながらされるということでもあります。負担調整措置が一般農地に準じた課税ということでもあります。これはまた土地が下がって、評価が下がっても上がるという、農地だけは。一般の住宅やそういった固定資産税は、評価が下がれば下がるんですけども、ここは上がるという、農地だけは評価が上がっていくと。

今回も、前年度の課税は前年度並みと、去年と同じぐらいですということで、同じであっても負担水準が70%未満の方が6人ほどいらっしゃるって、1.1倍の負担調整を掛けてまして、そしたら1割増しです。10%増なんです。同じ土地の評価額でありながら10%増しが、毎年10%増しで、10%増しですとっていくということ。70%以上の方が58人ほどいらっしゃるということで、0.075とか0.025とか、それでもやっぱり1以上でありますから、どなたも皆さん前年度と同じ評価でありながらことしも上がって、また来年も上がってということで、これが平成9年から本格的にこういった負担調整措置が、バブルのときに土地の高騰、急激な高騰があったときにも緩やかに上がっていくという、そのために国がこういう制度を導入したということでもあります。

しかしそれが、土地がバブルもなく、上がることもないにもかかわらずずっと続いているということであり、それでこういった負担調整措置というのは、やはりこれについての何らかの減免制度ということも今後考えていかなければいけないときに来ているのではないかとことです。

農地はもう一つ高いというのは、やはり宅地並み課税ですから、岸和田や泉大津や和泉市といった生産緑地内の農地ということであれば農地の評価なので、そうすると忠岡町は宅地並みの農地ということですが、やはり3倍から30倍の大変高い固定資産税を、それも都市計画税つきで、都市計画税も払っております。ですから、かなり高い固定資産税を払わされているということで、これはやはり農業をされている方、農地をお持ちの方から、毎年のように「どうにか少しでも安くしてほしい。これはおかしい」ということで、ぜひ言ってほしいということで、私はちょっと、一般質問ではこれは通告できなかった分ですので、それは質問をきょうさせていただくことにしました。

ですから、忠岡町はやはり農地を守っていくということであるならば、こういった土地の高いところについては何らかの条例で定めて軽減をする、こういう措置をとるべきではないかというふうに思いますが、担当部長さん、こういう農地の軽減措置を条例もしくは要綱なりで軽減するお考えはないでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

市街化区域の農地としての課税方式によるもので、減免、減額等はできないと考えてございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ずっとこれ、20年ぐらい前からずっと毎年のように言い続けているんですが、なかなか条例軽減はできないというお答えでありました。あるならば、やはり今、国の農地の政策が変わってきております。減反ということがもう言われなくなりました。都市農業振興基本計画をつくるようにと法ができて、計画を努力義務ということで、計画をつくって農地を保全していくようにという方針に変わりました。ですから、やはり農地というのは守っていくということに忠岡町もかじを取っていくべきではないかというふうに思います。

この狭隘な、公園も緑も少ない忠岡町ですから、農地というのは大変豊かな自然という、そういった風景をつくり出すし、災害時のそういったときにも、大水とか水害を防ぐ、ためるといような役割もあるということですので、災害の点からもやっぱり農地というのは守っていかなければいけないというふうに思いますが、担当のほうではこういう農地を守っていくための基本計画、こういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

また、先ほど政策的な固定資産税の減免というか軽減はできないということでしたので、それにかわる農業の振興策ですね、新たな。商工業でありましたら融資の利子補給という形で振興しておりますが、農業については何もないということですので、何かお考えなどありましたら、また今後どういうふうに取り組んでいかれるか、お考えをお聞きしたいと思います。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのとおり、都市における農地の重要性につきましては国の都市農業振興基本計画、これにおきましても都市農地の位置づけを、宅地化すべきものから都市にあるべきものへと大きく転換されており、計画的に農地を保全していくものとされております。

本町におきます農業の振興基本計画につきましては、現在のところ作成する予定はございませんが、本町におきましても国の動向を注視しつつ、農業委員会また関係JAなどを通じまして、農地に携わっておられる方々のご意見も伺いながら、市街化区域内農地としての今後のあり方につきまして引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

また、地方交付税ですね、単位費用で1,000万円ほど農業の振興ということで、忠岡町には基準額に算入されているということでもありますので、1,000万円、そういったことを農業の振興に有効に使っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改

正)を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長(前田 長市議員)

日程第8 議案第32号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第32号 忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町、公平委員会委員、谷野富洋氏は、平成30年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(前田 長市議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第9 議案第33号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第33号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の基礎資格要件の規定について改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (前田 長市議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長 (前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (前田 長市議員)

日程第10 議案第34号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 長市議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第34号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、連携施設及び食事の提供に関する規定について改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第11 議案第35号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例及び忠岡

町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第35号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例及び忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、所得税法等の一部改正により、従来の「控除対象配偶者」という用語を、「同生計配偶者」という用語に定義を変更する改正が行われたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例及び忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第12 議案第36号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第36号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則等の一部改正により、所得段階の判定基準となる合計所得金額の特別控除額に係る規定について、条項の修正が行われたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(前田 長市議員)

日程第13 議案第37号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第37号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則等の一部改正により、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第14 議案第38号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第38号、平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、865万1,000円で、これを補正することにより、予算総額は65億965万1,000円となります。

歳入につきましては、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金315万1,000円を計上、第19款 諸収入で、コミュニティ助成事業補助金550万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、防災資機材購入費220万円、一般コミュニティ助成事業補助金250万円を計上、第3款 民生費で、事務費繰出金18万9,000円を計上、第9款 消防費で、被服費113万4,000円を計上、第10款 教育費で、東忠岡幼稚園遊戯室空調等整備工事262万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第15 議案第39号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第39号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、18万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は15億9,018万9,000円となります。

歳入につきましては、第7款 繰入金で、事務費繰入金18万9,000円を計上、歳出につきましては、第1款 総務費で、介護保険調査票入力システム改修委託料18万9,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第16 議案第40号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第40号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、現在、使用している「上下水道料金システム」の契約

履行期限が、平成31年3月31日に満了日を迎えるため、本年度中にシステムの改修及び機器の入札に着手し、平成31年4月から運用できるように準備する必要があります。

そのため、料金システムの改修及び機器の入札を実施するに当たり、水道事業費用及び債務負担行為の補正を行うものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 平成30年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

午後3時25分より再開いたします。

(「午後3時10分」休憩)

議長(前田 長市議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後3時25分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(前田 長市議員)

お諮りいたします。

既にご配布しております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議長事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(前田 長市議員)

局長。

議長事務局(阿児 英夫局長)

平成30年第2回忠岡町議会定例会追加議事日程についてご報告申し上げます。

日程第17 決議第1号 公契約条例の制定を求める決議について

日程第18 意見書第3号 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

日程第19 意見書第4号 労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回等を求める意見書の提出について

日程第20 意見書第5号 「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書の提出について

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長(前田 長市議員)

日程第17 決議第1号 公契約条例の制定を求める決議についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

決議第1号、公契約条例の制定を求める決議について、本町議会は、次のように決議する。

平成30年6月21日提出

提出者	忠岡町議会議員	和田 善臣
賛成者	同	是枝 綾子
	同	北村 孝
	同	河野 隆子
	同	三宅 良矢

公契約条例の制定を求める決議（案）

長引く不況のもと、公共投資は抑制され、多くの自治体において、財政健全化・行財政改革の検討がすすめられてきました。そのなかで、それまで自治体が担ってきた業務を民間に開放し、経費の削減を図る取り組みが推進されてきました。これにより、財政面においては一定の成果が見られるものの、業者間の競争が激化し、公務・公共サービスに従事する労働者、下請従事者の賃金低下・労働条件の引き下げ、公務・公共サービスの「質」の劣化などの懸念が浮上してきました。

こうした問題を解決すべく、各自治体では、公契約の適正化をめざす取り組みが検討・展開され、具体的な有効策として公契約条例を制定する自治体が全国的で急速に広がっています。公契約条例は、自治体として、ダンピング受注を排除し、適正価格で発注することを広く宣言することで、労働者の適正な賃金の確保と公務・公共サービスの質の確保を業者に依頼し、地域経済を活性化する、自治体の強い決意を示す条例です。

こうした情勢を踏まえ、忠岡町議会として、当自治体の公契約をめぐる現状とそこで働く労働者の就労実態および公契約条例をめぐる課題や問題点についての調査を実施し、労働環境の保護、町内労働者の育成により、地域経済の活性化をめざすべきであり、町民に質の高い公務・公共サービスを提供するために、本町に即した公契約条例の制定が必要であると考えます。

よって、忠岡町議会として、執行者に対し、町内の公契約をめぐる実情を詳細に把握するための調査や先進事例の調査・検証を実施し、公契約条例の制定をめざすことを求める

ものです。

以上、決議します。

平成30年6月21日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ただいまの事務局長の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、決議第1号 公契約条例の制定を求める決議についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第18 意見書第3号 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第3号、地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書を提出する。

平成30年6月21日提出

提出者	忠岡町議会議員	和田 善臣
賛成者	同	是枝 綾子
	同	北村 孝
	同	河野 隆子
	同	三宅 良矢

地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと
中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

消費税率の引き上げと、物価上昇は実質賃金に大きく影響し、消費購買力の低下を招いている。更に、そのことが地域から雇用と技術の継承、人材そのものを奪うことにつながりかねず、結果、地域の将来像を描くことを困難にしている。

現在の大阪府最低賃金は時間額909円で、たとえ年間2000時間働いても、年収181万8千円（月額15万円）で年収200万円未満にしかならず、いわゆるワーキング・プアと呼ばれる水準であり、人間らしいまともな暮らしはできない。この間政府は「最低賃金は年率3%程度の引き上げをめざす」としている。しかし平成22（2010）年には雇用戦略対話の中で「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32（2020）年までに全国平均1,000円を目指す」という政

労使合意が成立している。

地域経済を再生していく為には、需要の創出と、消費を増やすことを通じて、実体経済を活性化することが不可欠である。最低賃金の大幅引き上げと、地域間格差を是正すべく、最低賃金を全国一律の制度とすること、そして、最低賃金引き上げに係る国の中小企業支援策の抜本的改善が重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について、早期に実現することを求める。

1. 地域経済再生の為、賃金の底上げに資するよう、最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、全国一律最低賃金制度を設けること。
2. 最低賃金引き上げに係る国の中小企業支援策について、以下の改善を図ること。
 - ①最低賃金引き上げを前提とした中小企業への直接支援など、制度の抜本的な改善と大幅な予算増額を行うこと。
 - ②「業務改善助成金」制度の要件を簡略化し、対象労働者の時間額の引き上げと、中小事業主にとって活用しやすい制度へ改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

本案につきましても、ただいまの事務局長の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第3号 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

本件は、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長(前田 長市議員)

日程第19 意見書第4号 労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議長事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(前田 長市議員)

はい。局長。

議長事務局(阿児 英夫局長)

意見書第4号 労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回等を求める意見書を提出する。

平成30年6月21日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 河野 隆子

労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回等を求める意見書（案）

国は、高度プロフェッショナル制度の新設をする残業代ゼロ法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け、長時間労働を是正するとする残業時間の上限規制を、働き方改革関連法案として一括して国会に提出している。

残業代ゼロ法案は、労働基準法が定めている労働時間、休憩、休日、深夜割増賃金などの規定を適用しない「高度プロフェッショナル制度」を導入するとしているが、この制度は8時間労働制が適用されず、年104日さえ休ませれば、48日間かつ24時間連続勤務でも違法にならず、業務量には裁量が無く、長時間労働に追い込まれることは明らかである。時間外労働や休日労働をしても残業代が出ないこととなり、過労死しても自己責任とされてしまうものである。

裁量労働制のデータねつ造が発覚したことにより企画業務型裁量労働制の拡大は法案から削除されましたが、再調査の結果、全データの2割に異常が見つかり、データを削除する事態となりました。資料の転記ミスも見つかり、実際の残業時間が1000時間超だった事業所が、3.9%が48.5%にも激増したのです。これでは法案の根拠が崩れていると言わざるを得ない。

単月100時間未満、複数月平均80時間という過労死ラインまでの残業は認められない。しかも、最も過労死の多い分野での上限規制を除外・猶予などありえない。月をまたいで業務が集中すれば、30日間で150時間の残業もあり得るというのでは、過労死がなくなるどころか、増えるばかりである。

「同一労働、同一賃金」という言葉は、法案に記述が無い。「人材活用の仕組み」を理由に正社員との違いを合理的とする基本内容が変わらないため、均等待遇の対象となるパート労働者は、1.5%にとどまることも明らかとなり、有期労働者や派遣労働者についても極めて限定される。これでは非正規労働者の格差固定化と言わざるを得ない。

雇用対策法は、憲法27条の勤労権を保障し「完全雇用の達成をめざす」ものだが、「生産性の向上」が目的の中心に据えられ、「多様な就業形態」の名目で、労働者保護法制が適用されない非雇用型の働き方を増やすもので、極めて重大である。

労働基準法は、第1条にあるように、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならない。戦後の帝国議会で、民間の自由契約だけに任せていては労働者の健康は守れないとして、国家が最低限の基準を示すべきとされた。歴史を70年、後戻りさせることは許されない。

よって、「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月21日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者にかわり、この意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

自民・公明の与党などが、20日までの今国会会期を7月22日まで32日間延長する議決を賛成多数で強行いたしました。残業代ゼロ制度導入を盛り込んだ「働き方改革」一括法案や、刑法が禁ずる賭博を合法化するカジノ実施法案などを、何が何でも成立させることが狙いです。これらの法案はどの世論調査でも「成立させる必要はない」という声が多数を占めています。

「働き方改革」、この法案は前提となるデータで捏造や異常値が発覚し、国会に提出すること自体に疑義が突きつけられています。歯どめのない長時間労働を蔓延させる過労死促進合法化という危険な中身が、これまでの野党の追及で明らかになりましたが、安倍晋三政権はまともに説明できません。破綻があらわな法案を賛成多数で衆院可決した与党などの責任は重大です。法案への国民の不安と懸念は高まっており、問題は山積みしております。

一括法案は働く者の命と健康を破壊し、権利も脅かす重大な中身が盛り込まれている、文字どおり「働かせ方大改悪案」です。労働時間規制を撤廃する高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロ制度を初めて導入しようとしていることは大問題です。

同制度は労働時間規制を全面的に適用除外にし、週休2日に当たる年104日だけ休めば24時間労働を48日間連続させても違法にならないという、とんでもない仕組みであります。これは労働者が長年の闘いで勝ち取ってきた8時間労働制を根底から覆すものにほかなりません。人間的な生活をする上で労働時間の短縮は極めて重要な課題です。

世界の労働者は18世紀後半の産業革命の時代から切実な問題として取り組み、19世紀半ばのイギリスの工場立法などで時間規制を実現していきました。その中で8時間労働制は世界共通の課題となりました。

1919年結成の国際労働機関が採択した最初の条約も、1日8時間、週48時間の規制についてのものでした。残業代ゼロ制度が労働者を守る歴史の進歩を逆転させる制度であることは明白であります。これは戦後日本の労働法制の否定でもあります。

敗戦直後の1947年に制定された労働基準法は、第1条で「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」と掲げています。制定時の国会で政府は「民間の自由契約だけに任せていては労働者を守れない。国家が基準を示すべきだ」などと説明をしていました。さらに、戦前のような時間を引き延ばして仕事をするよりも、国際的な水準の上に立って能率を上げるよう転換すべきではないか。「朝から晩まで長い時間働いて、帰って寝る時間しか与えられないのでは、しっかりした日本の体系にはならない」などと強調してまいりました。これらの議論は日本国憲法27条2項の「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」の規定を受けたものです。憲法の要請に基づく当時の議論を今こそ想起すべきではないのか。戦後の歩みを逆行させる働き方法案を強行することは絶対に許すことはできません。

ILOは労働時間に関する18本の条約を採択していますが、日本は1本も批准していません。長時間労働を真剣になくすというならば、ILO条約を批准して国内法を整備すべきであります。歴史の流れにも世界の流れにも逆らう「働き方法案」には全く道理はありません。

よって、「働き方改革」の名による労働法制改悪の撤回を求めるものであります。どうぞ、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今回の法案には、職務の範囲が明確で、高収入の専門に限定して、労働時間規制の適用を除外する高度プロフェッショナル制度、いわゆる高プロの創設が盛り込まれております。時間ではなく成果で評価される働き方を希望する人のニーズなどに応えるもので、対象者は金融商品の取引や研究開発などの業務につく年収1,075万円以上の労働者を想定し、高プロが適用されると残業代や深夜、休日手当の対象外となりますが、勤務時間に縛られず自由に働けるようになります。ただし、年収要件については、法文に平均給与額の3倍を相当程度上回る水準と明記されるため、安易に引き下げて対象者を広げることはできません。

また、企業が高プロを導入するには、経営側と労働者側の半々でつくる労使委員会での5分の4以上の賛成と、労働者本人の同意が必要となります。高プロ適用者の健康確保も重要であることから、労働組合の全国中央組織、連合の要望を反映し、年104日以上かつ4週間を通じて4日以上の日曜日を企業に義務づけております。このほか、在社時間などが一定時間を超える労働者には、医師による面接指導を受けてもらうことも定めております。

また、同一賃金同一労働についてであります。日本ではパートや派遣社員、契約社員などの非正規労働者が雇用者全体の約4割を占めております。しかし、時間当たりの賃金は正社員の約6割で、欧州並みの約8割より水準が低い上、正社員と同じ職務内容なのに賞与や福利厚生、教育訓練などの対応に差がある事例も見受けられます。

そこで法案では、同一労働同一賃金の実現に向け、不合理な待遇差を禁止、正社員と同じ職務内容で転勤の有無などの条件も同じなら待遇を均等とし、職務内容や責任の度合いなどの違いがあれば企業が一つ一つの対応について適切に判断するよう定めております。いずれも公明党の提言に沿った内容であります。

既に政府は、待遇に関する解釈を明らかにするガイドライン、いわゆる指針案を2016年度末に提示、法案にはこの指針の法的根拠を明確にする規定が設けられており、実効性がより高まることが期待されます。

以上をもって反対討論とさせていただきます。

議長（前田 長市議員）

原案に賛成者の発言を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本案件は誰のためにつくられるのか。働く人たちのためではありません。大企業、大資本、そうした人たちが望んでいる、「働き方改革」ではなく「働かせ方改革」であります。

今お話にもありましたけれど、一番心配なのは過労死ラインが月80時間、このように言われておりますが、この法律では100時間働かせることも可能である。条件さえそろえば200時間働かせても違反にはならない、こういうものであることは国会の審議でも明らかになっています。だからこそ、過労死で家族の人々を亡くした人たちが国会に詰めかけて反対の声も上げています。

参考人の質疑もいろいろあるわけですが、そうした声が現実には届いていない。ワタミで過労死の事件があり、「改善するよ」と言ったけれど、直らないで、電通で過労死が発生しました。全国的な大問題になったわけですが、「改善するよ」と言った舌の根も乾かない間に、NHKでもまた過労死があった。何度国が約束しても、企業のもうけのためには人を駒のように使って過労死を繰り返しているのが日本の大企業です。

だからこの問題は、国会の最終盤を迎えているいろんな世論調査が出ていますけれど、例えば安倍さんの大好きな読売新聞、ここの世論調査でも「今の国会で決めるべきではない」58%、「決めてもいいよ」26%ぐらいなんです。国民の世論と違う。国会でたまたま多数を握る自民党と公明党と維新の会による国会の採決強行を繰り返して今日に至っておりますが、本来であれば昨日で国会は終わっているわけですから、審議未了、廃案というのが当たり前のことです。

通常国会は150日もありました。安倍首相は「働かせ方改革国会だ」と言って、この国会の一番最重要法案にしたのがこの案件なんです。150日ありました。しかし、その中で自分たちがデータを捏造したり隠していたり、こんな問題が次から次へと起こってきたからこそ、今まで決められずに、衆議院でやっとな強行採決をして参議院に送ってしまった会期末になった。本来であればここで廃案になるべきものを、相撲で言えば俵のところまで寄り切られた力士が、突然「国会を延長してください。俵を後ろへ伸ばしてください」、こう言ってこの法案の強行を図ろうとしている、こうしたものです。国民の声と乖離した国会がいかにもひどいことをしているか、このことでも明らかだというふうに思われます。

先ほどお話にもありました「高収入の一部の人だよ」、こういうふうに言っていました。この「成果を得たい」というニーズが本当にあったのか。国会で何度論議しても「その声がたくさんありました」「こんなデータがあります」ということを示すことができなかった法案ではありませんか。一部の人だとおっしゃいますが、経団連はもう既に、この1,075万というラインを、将来は400万にしましよと、こういうところまで踏み込んだ発言をしていますよ。一度できてしまえば、法律を変えたら終わりなんですから

ね。小さく生んで大きく育てる、これがこの人たちのやり方です。

現に今の日本のワーキングプアをつくっている諸悪の根源、派遣労働者も、最初に法律ができたときは「ほんの一部の人たちですよ。だから心配はありませんから、この法律を認めてください」、こういうことで始めたんですが、いつも間にかその範囲がどんどんどんどん拡大されて、今や働く人たちの半分以上が非正規の労働、それが今日のワーキングプアをつくっている諸悪の根源なわけですから、「今そういう縛りがありますから安心してください」なんてなことが世間で通用するはずがありません。だからそんなものは何の歯どめにもなりません。

「本人の合意で取り消すことができる」、こういうお話もありました。力関係があるでしょう。会社は強いですよ。「あなた、高プレで仕事をやって」と言っていて、その人が「自分が不利やから、嫌だから、そんなものできませんよ」と言えるのかどうか、今の日本の働く人たちの現状を見ていただいたらおわかりです。それこそほんまに一握りの人だけが言える。あとは言われても仕方なく「はい、わかりました」、こういう状況になるのが目に見えているではありませんか。

同一労働同一賃金、これは当たり前のことですが、そんなん法案のどこにも入っていませんよ。だからどこに保障されるのかという担保はありません。それどころか、この法案を見ていただいたらよくおわかりだと思えるんですけどね、法律で決めるんではなしに政令、省令、これで決めるのが90以上あるんです。役場の皆さんやからよくおわかりやと思えるんですが、法律さえ通ってしまえば、あとは自分の担当のところで、ちょっとちょっと数字をいじくっていく、こんなことが幾らでもできる。

つまり、この国会に出されている法案というのは、国会と国民に対してこの「働かせ方改悪」というとんでもない法案を白紙委任するのと中身はそんなに変わりません。通してしまえば、あとは政令で省令で幾らでも変えられるというふうなひどい中身が満載だからです。だからそういうふうな、誰のための改悪かということが明らかな中身でありますから、先ほど来ご説明されましたが、こんなものが実際は、今の状況の中では絵に描いた餅にしかありませんよというふうに私たちは思っています。ですから、この諸悪の根源である大企業、経団連などの言いなりで出てきたこんな悪法はストップをさせなければならないと思っています。

本当に働く人を守るというのだったら、最低限ですね、最低限ですよ、今の厚生労働大臣規範である週45時間労働、これを法制化すれば過労死もなくなります。むちゃな働かせ方もなくなります。それこそ働く人たちのためになる法律、働かせ方改革だというふうに思いますので、そうしたことで提案をしている野党の法律が国会を通れば、一番働く人たちのためになります。

今出ているのは、国民の世論でも圧倒的少数の人しか支持していないような中身ですから、国民の声に従ってこの法案は廃案されるべきだというふうに思いますので、本意見書

案でのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

原案に反対者の発言を求めます。

ほかに討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより意見書第4号 労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第4号 労働者の命と健康を奪う「働き方」法案の撤回等を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前田 長市議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第20 意見書第5号 「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局長（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局長（阿児 英夫局長）

意見書第5号 「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書を提出する。

平成30年6月21日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 河野 隆子
同 是枝 綾子

「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書（案）

現在、医療保険におけるリハビリテーションは日数制限が設けられ、日数上限を超えて状態を維持することを目的として行われるリハビリは「維持期リハ」とされている。国は平成18（2006）年から要介護・要支援者に対する外来の維持期リハについて、廃止する方針を示してきた。しかしながら、医療による維持期リハの存続を求める国民の声から、廃止の期限を12年もの間延期してきている。

医療による維持期リハを廃止した場合に受け皿となるはずの、介護保険の通所リハ事業所については十分な体制を確保できないままとなっている。大阪の開業医団体である保険医協会が平成29（2017）年3月に行った実態調査では、今後新たに通所リハ事業所を立ち上げようと考えている医療機関はわずか7%という結果となった。

国は平成29（2017）年度末の廃止を一年間延期する措置を取ったが、このままでは受け皿確保が間に合わず、「リハビリ難民」が生まれてしまう可能性もある。これでは地域包括ケアシステムの構築をめざす国の方針と矛盾する結果となりかねない。医療による維持期リハは要介護者・要支援者のQOL（人生や生活の質）の確保に役割を発揮しており、通所リハの提供体制が整っていない現状では、一年後の廃止は時期尚早と言わざるを得ない。

よって、本町議会は、国及び大阪府に対し、以下の点について強く要望する。

記

- ① 要介護・要支援者への医療による維持期リハを廃止する方針は撤回すること。
- ② 維持期リハの継続を担保するために、現在設定されている維持期リハへの減算規定は廃止し、十分な診療報酬とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月21日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

提出者にかわりまして意見書の趣旨説明をさせていただきます

厚生労働省は2018年、ことしの4月の診療報酬の改定において、維持期リハの延期を2019年3月31日とし、それ以上の延長はないとしました。つまり、来年3月末で維持期リハの廃止ということになります。

そうなれば、現在医療で維持期リハを受けている人は、介護保険の利用限度額がある中で、その中にリハビリを入れていかなければならず、生活のため介護サービスを優先しなければならない人はリハビリが後回しになってきます。

医療と介護保険は制度が違います。まして身体機能を維持するためのリハビリは医療で提供すべきです。特に医療上必要な患者は、デイサービスでそのかわりにはなりません。特に要支援の方は新総合事業ですので、リハビリは訪問型サービスのCになり、DVDでの健康体操など、到底維持期リハとは全く内容的にも異なるものになり、維持ができなくなります。かえって要介護度の悪化につながりかねません。また診療報酬が低く、維持期リハをする医療機関も少ないのが実情であります。

今でもリハビリが受けられないという、そういった方々が多い中で維持期リハが廃止されてしまえばリハビリ難民を生むだけであります。リハビリ難民を生む維持期リハの廃止撤回を求める意見書案に、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

反対意見のほうを述べさせていただきます。

こちらの意見書のもととなりました意見書の内容等に関しまして、医療と介護の連携を推進することの根幹に差しさわる、時代と逆行するような文言がありましたので、専門家の立場からしても時代に逆らわず前向きに進めるべきだと考えておりますので、この意見書に対しては反対いたします。

以上です。

議長（前田 長市議員）

原案に賛成の発言を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

理由については、私はわかりかねますが、本来三宅さんは介護の専門家だというふうにおっしゃっておられます。私たちはこの問題を介護の立場からだけで見ているのではありません。住民の人々は、まず医療のリハビリをちゃんと受けて回復したい、この一番強い願いで、健康でずっといられるんだということは、別に時代錯誤でも何でもありません。ご近所にもそうした病院がちゃんとあって、「あそこはリハビリがいいよ。ちゃんと治してくれるんや」と、こういうことで皆さん喜んでおられて、元気に回復しておられるんです。そうしたところがなくなって、今度は「介護保険で面倒を見てもらいや」ということになったときに、本当にそれにかわるような施設があるのかないのか、これを見たら大変お寒い状況です。新たに、そしたら1年後にそういう施設がふえてくるのか、こういうことを調べてみてもなかなかふえてこない。

その背景は何かというたら、もうからないからです。ですから民間業者はもうけがなければ、ボランティア活動ではありませんから、そうした新しい事業所をふやして対応しようということにはなりません。そうなりますと、まさにここに書いているように、リハビリ難民ということが発生してきます。それはやっぱり私たち、この忠岡の住民がそんなことになったら大変だなというふうに思っています。

その大もとはやっぱり、安倍政権が医療費を安上がりになろう、できるだけ削っていくという、その大方針のもとで行われている、この医療リハをなくしていくというのもその

1つです。介護になれば国の負担はその分少なくなりますから、そうしたところにどんどん追いやっていかうというわけですから、私たちは地域の住民の命と健康を守っていく、そういう立場から、この維持期リハの必要というのは大変に大事だなというふうに思っておりますので、これを引き続き国に向けて声を上げ持続させていく、そうしたことが住民に対する我々の負託だというふうに思っておりますので、ご賛同のほうをよろしく願いをいたします。

議長（前田 長市議員）

原案に反対者の発言を求めます。

ほかに討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより意見書第5号 「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第5号 「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前田 長市議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査

とすることに決定しました。

議長（前田 長市議員）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ご苦労さまでございました。ただいまは第2回定例会の議会が終了することになったわけですが、いろいろと慎重にご議決いただきましたが、今議会の討論、議論でのクリーンセンターのあり方についての、私の態度表明を近々表明して、議会の皆様とともにこれからのクリーンセンターのあり方を考えたいと思っております。運営整備委員会や市内の統一を深めることや、3市町との関係もありまして、もう少し時間、日時が欲しいので、今しばらくお待ち願いたいと、こういうふうに思います。よろしくご配慮いただき、7月からもよろしくご指導賜りたいと思います。

本日は慎重審議ありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上をもちまして、平成30年第2回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様には、大変ご苦労さまでございました。

（「午後4時12分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年6月21日

忠岡町議会議長 前 田 長 市

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子

忠岡町議会議員 河 野 隆 子